

可 見 市 環 境 基 本 計 画

改 定 版

(案)

平成 23 年 3 月

可 見 市

(市長顔写真)

はじめに

平成 23 年 月

可児市長 富田 成輝

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 基本計画改定における背景と趣旨	
2 改定の主な着目点	
3 計画の基本的事項	
4 計画の構成	
第2章 環境像実現のための仕組みと展開	8
1 目指すべき環境像と実現のための展開方針	
2 人を育て、地域を育てる「仕組み」づくり	
3 「可児らしさ」を引き出す「環境まちづくり」	
第3章 環境分野別の基本目標と主な施策	17
1 可児の身近な自然を次世代まで残します（自然環境）	
2 快適で住み続けたいくなるまちをつくります（快適環境）	
3 安全・安心な暮らしを支える青い空、きれいな空気を守ります（生活環境）	
4 資源を無駄にしない、持続可能なシステムを構築します（資源循環）	
5 小さなひとつひとつの取組みを、未来の地球環境につなげます（地球環境）	
第4章 重点環境プロジェクト	52
1 「2R」で家庭のごみのもとをなくすプロジェクト	
2 里地里山を守り、活かすプロジェクト	
3 地球にやさしい市民、事業者を応援するプロジェクト	
第5章 推進体制と進行管理	63
1 計画の推進体制	
2 計画の進行管理	
3 計画の見直し	
資 料 編	66
1 現計画の概要	
2 可児市の環境の現状	
3 アンケート結果概要	
4 策定体制と策定経緯	
5 用語説明	

「環境基本計画」って何？

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本計画改定における背景と趣旨

「可児市環境基本計画」を平成12年（2000年）3月に策定（この時、策定した計画を、以下「現計画」という。）してから、11年が経過しました。この現計画は、平成11年（1999年）9月に制定された「可児市環境基本条例」第7条の規定に基づき、30年後の平成42年（2030年）を展望しながら、平成22年度（2010年度）までを計画期間として設定しました。

計画策定から11年が経過する中で、地球温暖化や生物多様性^{*}の喪失などの環境問題が進行しており、地球的規模での対策が緊急な課題となっています。

環境省では、「低炭素社会」、「循環型社会^{*}」、「自然共生社会」、「安全・安心な生活」の4つを重点施策として定めるなどの政策展開を図っています。また、国の第三次環境基本計画では、「環境と社会・経済システムの統合」といった新たな概念も加わり、これからの環境のあり方として、持続可能な社会と成長の両立を目指すものとしています。

本市においても、「第四次総合計画」で、「ふるさとの環境を守り、うるおいとやすらぎのあるまちづくり」を基本目標の一つとし、「低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を目指したまちづくり」を進める計画としており、市民、事業者、地域との協働によって、ふるさとの環境を次世代に引き継いでいくこととしております。

また、現計画で位置づけられたスタートアップ事業などの環境保全活動の展開や環境フェスタの開催、日常生活や事業活動における省エネ対策やゴミの減量化、再資源化など、市民生活の中に環境問題に対する取組みが着実に浸透してきました。

しかし一方で、個々に展開されている環境活動のネットワーク化や行政主導的な環境活動から市民、事業者が中心となった活動へ転換していくための仕組みづくり、各種施策の進捗チェックを含めた検証評価の体制づくりなど、この10年でできなかった課題も残されています。

今後は、さらに市民、事業者、行政が一体となって、環境問題に取り組んでいくため、現計画における施策を継続した取組みとして位置付けるとともに、昨今の環境を取り巻く社会的な動向や、市民、事業者の環境に対する意識の変化に対応しながら、より実効性があり、かつ独自性のある「可児らしさ」を引き出すための計画となるよう、現計画の改定を行いました。

2 改定の主な着目点

以上の改定趣旨を踏まえ、今回、現計画を改定する際に、特に重要であると考えた主な6つの着目点を以下に示します。

①社会的な動向を適切に反映した計画

○「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」、「安全・安心な生活」の実現といった、環境を取り巻く近年の動向に加え、「環境と社会・経済システムの統合」といった新しい視点にも配慮しました。

②市民、事業者の各役割に応じた仕組みづくり

○市民や事業者の意見交換の場となるパートナーシップ[※]型組織の設立など、計画推進を担う取組み主体(市民、事業者、行政)が、自らの考えや主体間との関係性を高めながら、実行と進行管理を適切に行っていく仕組みとしました。

③市民、事業者が中心となって進める「重点環境プロジェクト」の設定

○行政主導型から市民や事業者が中心となった環境活動へつなげるための足掛りとして、本市の中で重要性の高い環境課題に対応した「重点環境プロジェクト」を設定しました。

④全市的な環境に対する意識向上の啓発につながる計画

○環境活動や取組みの裾野を拡げるために、市民や事業者の環境に対する意識向上の啓発など、全市的に広く、環境についての関心を高めてもらえるような施策や取組みを検討しました。

⑤市民、事業者が自ら進捗状況をチェックできる体制の確立

○施策の進捗状況が市民感覚で実感できるチェック項目の他に、進捗状況が明確にできる数値指標を設定し、市民や事業者自らが取組みの進捗状況をチェックできる体制の確立を検討しました。

⑥「可児らしさ」を引き出すための計画

○市民や事業者が中心となり、継続して環境活動に取り組んでいくために、本市を取り巻く環境の中から、地域に愛着や誇りが持てる「可児らしさ」を引き出すための手法を取り入れました。

3 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、可児市環境基本条例に基づく市の環境施策に関する基本計画として位置づけられるものです。

また、可児市総合計画の環境分野における部門別計画にあたり、総合計画で位置づけられるまちづくりや各種施策のうち環境に関する事項については、本計画との整合を図りながら推進していきます。

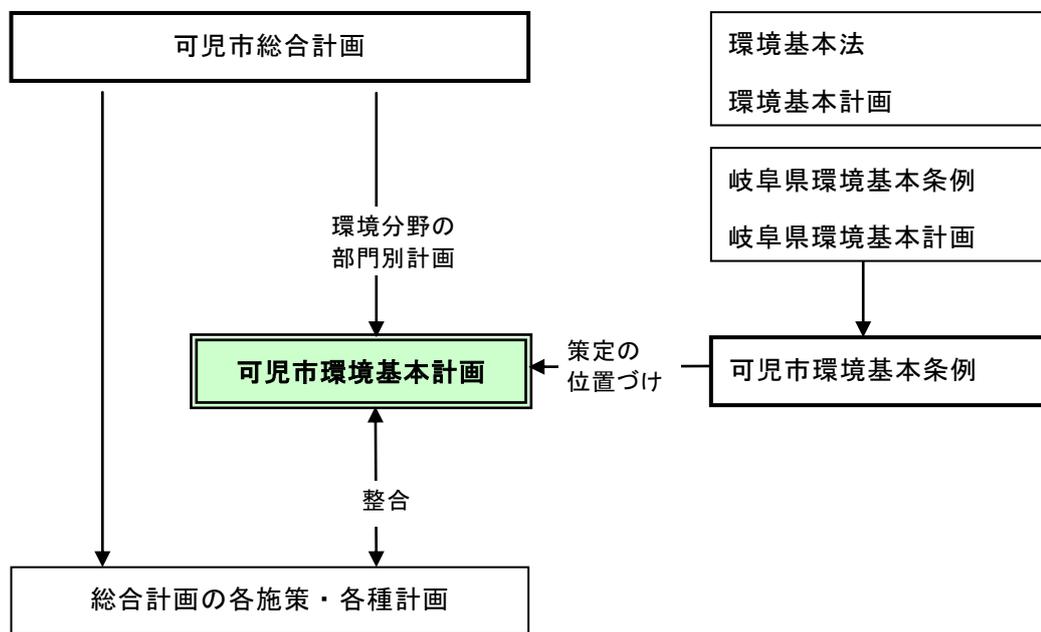


図 1-1 各種計画等との相関図

(2) 計画推進の主体

本計画を推進するためには、市民、事業者、行政といった社会を構成する各主体が、自らの行動を振り返り、どのような行動が望ましいかを共に考え、自主的・積極的に実践することが大切です。

そして、各主体による個々の取組みだけでなく、お互いの協力と連携によってパートナーシップを形成し、これに基づく新たな取組みを創出する必要があります。

市民の役割

- 日常生活における環境への意識向上に努めます。
- 環境に配慮したライフスタイルに変えていきます。
- 豊かで快適な環境保全・創出のための活動に積極的に参加します。

事業者の役割

- 事業活動に伴う公害防止に取り組めます。
- 事業活動と環境の調和に努めます。
- 環境への負荷の少ない社会の実現に向けた取組みを行います。
- 環境と社会・経済システムの統合を意識した事業展開を図ります。

行政の役割

- 市民、事業者の自主的な取組みを支援します。
- 良好な環境を保全し、快適な環境を創出するための総合的な施策を講じます。
- 市民、事業者との協働による環境活動に取り組めます。
- 近隣自治体や県、国との連携協力による広域的な環境保全に取り組めます。

(3) 対象とする環境分野

本計画は、本市の環境全般の保全及び創出に関わる総合的な計画で、その対象とする分野はおおむね以下のとおりとします。

表 1-1 対象とする環境分野

分 野	具体的な項目例
自然環境	○自然とのふれあい ○野生生物（動物、植物）、生物多様性 ○里地里山 ○自然環境を考慮した土地利用 など
快適環境	○河川などの水辺空間、農地などの都市部の身近な自然 ○公園緑地、まちなか緑化 ○文化財などの歴史・文化的環境 ○景観、インフラ整備※ など
生活環境	○大気汚染・悪臭、水質汚濁、騒音・振動などの公害問題
資源循環	○4R※（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル） ○ごみの適正処理 ○食の安全、食育 ○環境産業※ など
地球環境	○地球温暖化対策 ○再生可能エネルギー※、自然資源 など

(4) 計画の期間

本計画は、20年後の平成42年（2030年）を展望しながら、平成31年（2019年）を目標年次とし、平成23年度（2011年度）から平成31年度（2019年度）までの9年間を計画対象期間とします。

なお、環境を取りまく諸情勢の変化に伴い、必要に応じて見直しを行っていきます。

(5) 対象地域

本計画は、本市の行政区域全体（87.60km²）を対象地域とします。

なお、本市だけでは解決できない広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体との協力体制や関係機関等との役割分担を明確にしていきます。

4 計画の構成

本計画は、以下のとおり5つの章から構成されています。

第1章 計画の基本的な考え方

改定における背景と趣旨、改定の主な着目点と、計画の基本的事項について示します。

第2章 環境像実現のための仕組みと展開

本市の目指すべき環境像と、実現のための展開方針について基本的な考え方を示します。

【目指すべき環境像】
将来世代につなぐ
環境文化都市・可児

【実現のための展開方針】
①人を育て、地域を育てる「仕組み」
をつくります
②「可児らしさ」を引き出す「環境ま
ちづくり」を展開します

第3章 環境分野別の基本目標と主な施策

本市の地域資源を環境価値に高めていくため、環境分野毎に基本目標と基本方針を設定し、具体的な施策の展開について示します。

第4章 重点環境プロジェクト

各施策の推進における“けん引役”となる、最も重要な取り組みを「重点環境プロジェクト」として設定し、具体的な展開について示します。

- 【重点環境プロジェクト】
- 1 「2R」で家庭のごみのもとをなくすプロジェクト
 - 2 里地里山を守り、活かすプロジェクト
 - 3 地球にやさしい市民、事業者を応援するプロジェクト

第5章 推進体制と進行管理

本計画を今後推進していくための体制や計画の進行管理、計画の見直しなどについて示します。

「環境像」の実現のために・・・

第2章 環境像実現のための仕組みと展開

1 目指すべき環境像と実現のための展開方針

(1) 目指すべき環境像

現計画の「目指すべき環境像」は、およそ 30 年後を展望して設定されました。

現計画策定から 11 年が経過しましたが、この「目指すべき環境像」は、未だ実現に向けた途中段階です。

近年ますます深刻化する環境問題に対応していくためにも、利便性や快適性を追い求めるだけでなく、昔から受け継がれた本市の自然を大切に思い、自然を壊さないよう配慮しながら、日常生活や事業活動を行い、将来を担う子どもたちへ継承していくことが大切です。

このため、今回の改定においても、目指すべき環境像は、現計画を踏襲し、「将来世代につなぐ環境文化都市・可児」とします。

【目指すべき環境像】

将来世代につなぐ環境文化都市・可児 —共に考え、行動する、環境に気づかう市民文化が 息づく都市の創造—

市民一人ひとりが環境を正しく知り、考え、行動を積み重ねていく中で、環境と共生したライフスタイルが日常生活の中に溶け込み、やがてそれが当たり前となる。

そのようなさりげなく環境に気づかう“市民文化”をみんなで創っていくことを本計画では目指します。

そして、それによって自ずと立ちあらわれてくる市民生活の姿や都市環境の姿そのものを将来環境像として位置づけます。

これからの 10 年、さらにその次の 10 年を見据え、環境像の実現に向けて、みんなで考え、話し合い、取組んでいきましょう！



(2) 環境像実現のための展開方針

目指すべき環境像を実現するためには、環境に対する意識の変革を生み出し、各種活動団体のネットワーク化、組織化、検証の体制などを構築する必要があります。そのためには、これからの10年、さらにその次の10年につながるような、仕組みづくりが必要です。

また、目指すべき環境像を実現するためには、本市を取り巻く環境に愛着や誇りを持って関わられるよう、昨今の社会的な動向を背景にしながら、「環境と社会・経済システムの統合」といった新たな概念をいち早く取り込んだ、可児独自の手法により「可児らしさ」を引き出す必要があります。

このようなことから、目指すべき環境像の実現のための展開方針を以下のように設定しました。

目指すべき環境像を実現するための展開方針

- ①人を育て、地域を育てる「仕組み」をつくります
- ②「可児らしさ」を引き出す「環境まちづくり」を展開します

2 人を育て、地域を育てる「仕組み」づくり

(1) 展開の柱

現計画では、スタートアップ事業を中心に率先した市民活動の展開を進めてきました。しかしながら、環境保全活動に取り組む新たな市民団体の育成や活動のネットワーク化、市民、事業者、行政との協働関係を築くための組織化などに課題を残しています。

このため本計画では、“人を育て、地域を育てる「仕組み」づくり”を推進し、環境意識の向上・啓発をはじめとする4つの“展開の柱”を実践することにより、市民、事業者、行政の連携と協働を促します。さらに、市民一人ひとりの取組みや、地域、事業者の環境保全活動などを支える推進母体として、早い時期に「(仮称)環境パートナーシップ・可児」の設立を目指します。

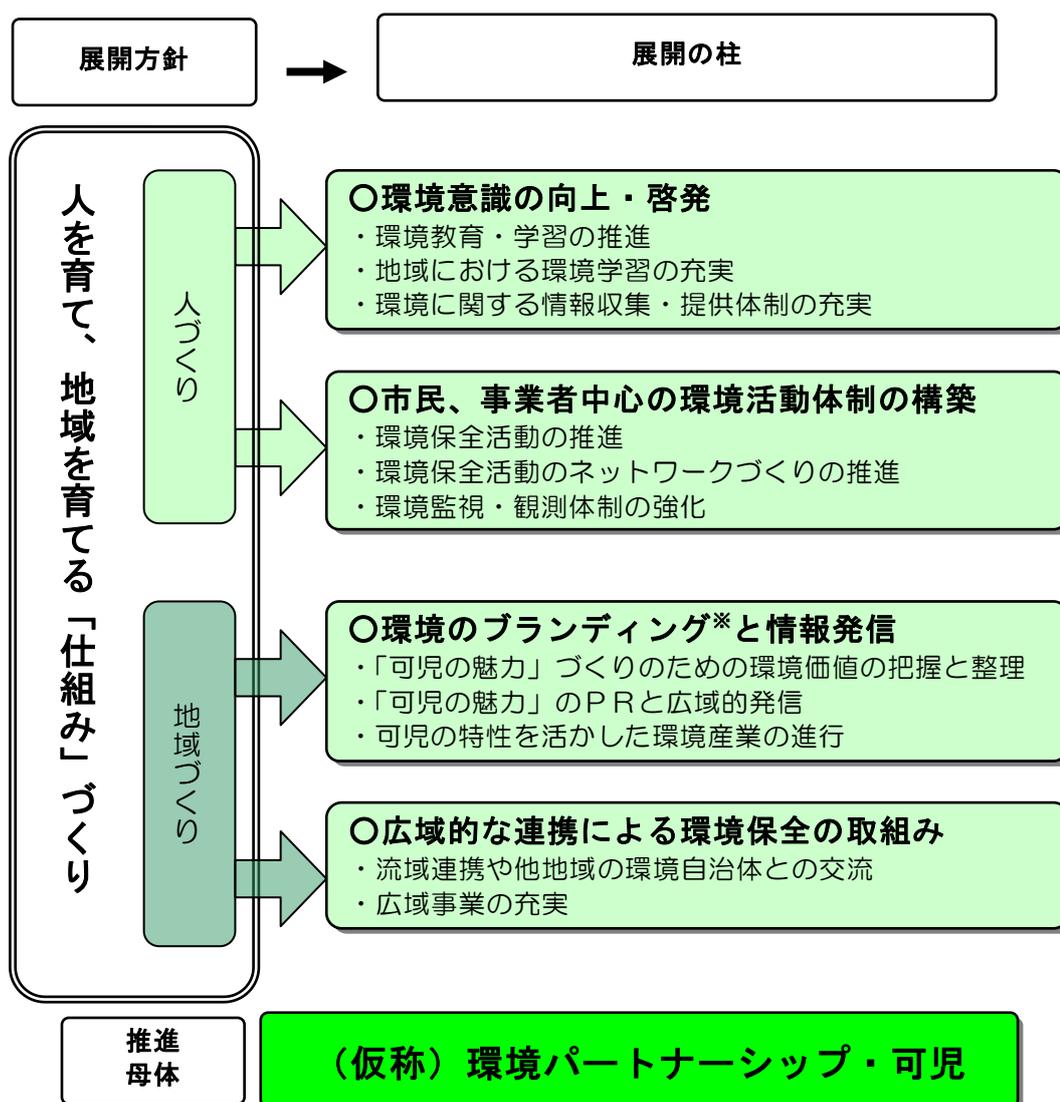


図 2-1 可児の環境を支える仕組み

展開の柱の内容

○環境意識の向上・啓発

- 環境教育・学習を推進します
 - ・環境フェスタなど、親子で参加できる環境イベントの開催
 - ・環境に関する出前講座の充実
 - ・学校における環境教育の充実
- 地域における環境学習を充実させます
 - ・こどもエコクラブの育成と活動の活発化
 - ・公民館で行われている天体講座の支援
 - ・環境保全活動のためのリーダーの育成
 - ・広報への掲載など、環境問題にふれる機会の拡大
- 環境に関する情報収集・提供の体制を充実させます
 - ・環境に関わる情報の収集、蓄積
 - ・ケーブルテレビやインターネットなど、各種メディアによる情報提供の充実
 - ・環境フェスタの開催や、イベントなどを利用した意見交換の場の確保

【将来のイメージ】

- ・地域で行われる環境関連講座やイベントに、多くの市民、事業者が参加しています。
- ・講師の派遣など、学校で行われる環境教育が盛んになっています。
- ・各地域や学校では、地域に愛着を持てるよう、ふるさと教育が実践されています。
- ・環境に関する情報の収集・管理が行われ、インターネットなどを通じて適切な情報発信が行われています。

○市民、事業者中心の環境活動体制の構築

- 環境保全活動を推進します
 - ・環境保全活動への支援
 - ・環境ボランティアや、地域活動リーダーの育成
- 環境保全活動のネットワークづくりを推進します
 - ・市内で活動している個人活動家、活動団体、事業者などの交流の場づくり、代表者会議の創設
- 環境監視・観測体制の強化を図ります
 - ・市民参加による観測、監視体制の構築
 - ・公共工事時における観測体制の強化と検査水準の向上

【将来のイメージ】

- ・市民グループやNPOなどが、盛んに環境保全活動に取り組まれています。
- ・家庭内では、環境にやさしい生活スタイルが実践されています。
- ・事業者では、環境への負荷の軽減や周辺環境との調和に配慮した適切な事業活動が進められています。
- ・市民による水質調査、事業所における環境観測体制の強化及び調査結果の提供など、市民参加型の環境調査が行われています。

○環境のブランディングと情報発信

- 「可児の魅力」づくりのための環境価値の把握と整理を行います
 - ・個人活動家や活動団体、事業者などの協力のもとでの本市の環境価値の調査・整理
 - ・「可児の魅力」づくりの検討
- 「可児の魅力」のPRと広域的な発信を行います
 - ・環境フェスタなど、可児の環境の魅力をPRする啓発イベントの実施
 - ・広域的な情報発信による「可児の魅力」のPR
 - ・「可児の環境30選」など、厳選された魅力を市の内外に発信
- 可児の特性を活かした環境産業の振興を図ります
 - ・環境産業に関する、適切な情報提供やニーズへの対応
 - ・環境産業に関する情報交換の場、交流の場の提供

【将来のイメージ】

- ・市民グループやNPOなどによる、「可児の魅力」につながる環境価値の掘り起こしや、情報の提供が行われています。
- ・可児の環境価値のPRや環境ブランド商品などが、広く地域に発信されています。
- ・事業者は、環境産業や環境に配慮した事業の研究、取り組みを行っています。

○広域的な連携による環境保全の取組み

- 流域連携や他地域の環境自治体との交流を推進します
 - ・可児川及び木曾川流域市町村との連携による流域環境の保全
 - ・岐阜県や他地域の環境自治体との交流、連携
- 広域事業の充実を図ります
 - ・大気、水質など環境に関する広域的な観測体制の強化
 - ・ごみ処理やリサイクル事業における広域事業の充実

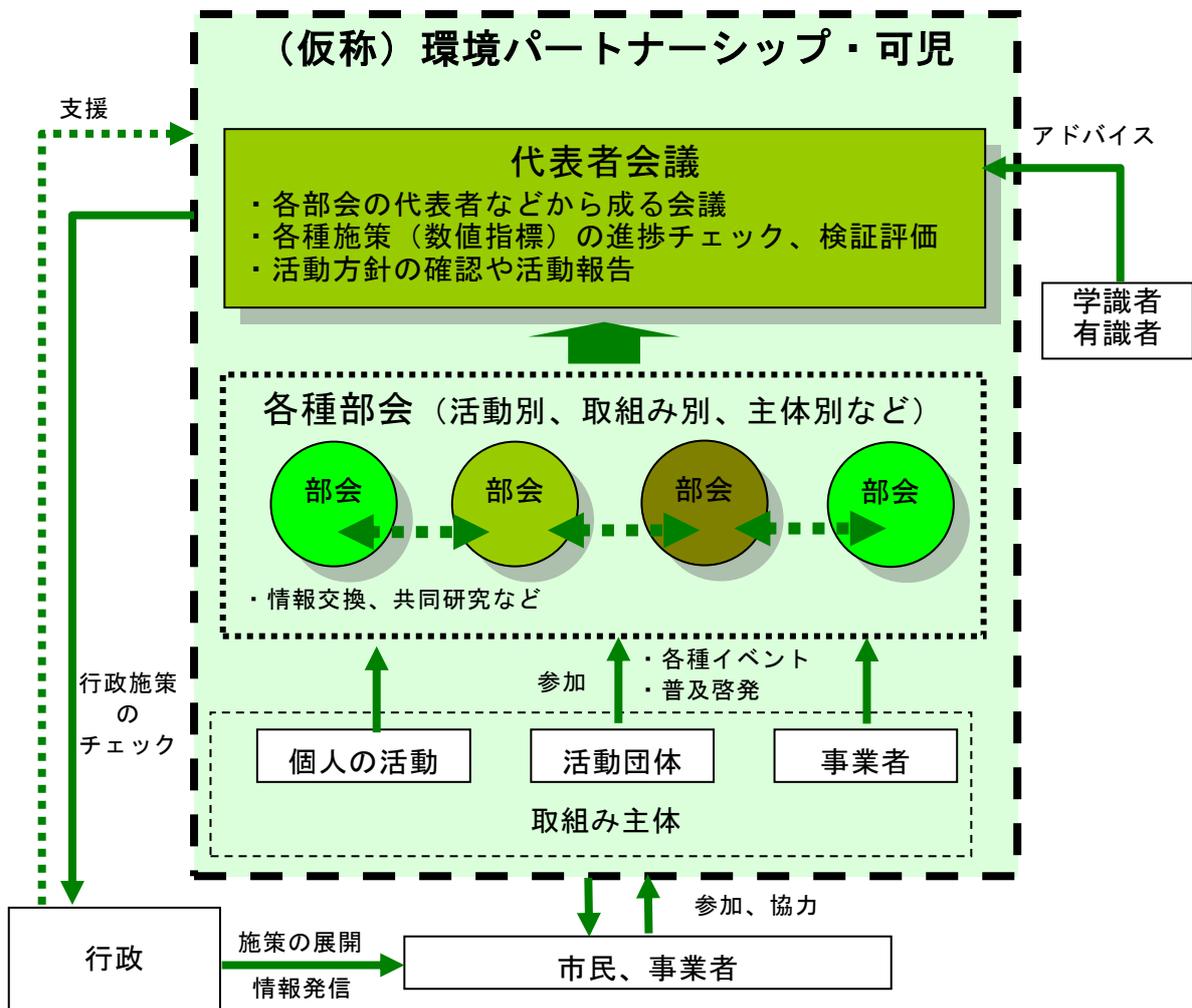
【将来のイメージ】

- ・流域連携や地域連携を深めるための各種イベントなどが盛んに開催され、協力体制の元で環境配慮が行われています。
- ・周辺の自治体などと連携して、環境保全や資源循環に関わる広域事業が行われています。

(2) 組織と役割

「(仮称)環境パートナーシップ・可児」は、個人の活動や活動団体、事業者などの各主体の活動を支えるとともに、各主体の連携・協力を促すことで効果的、効率的な取組みを進め、行政との連携と協働によるまちづくりを実践します。

また、各種部会を構成し、市民、事業者を主体に細やかな市民目線による実践的な取組みの呼びかけや、適切な進行管理のもとで、より多くの市民、事業者が、日常生活や事業活動における環境との共生を実践し、市域の環境保全を推進する役割を担います。



【設立までの流れ】

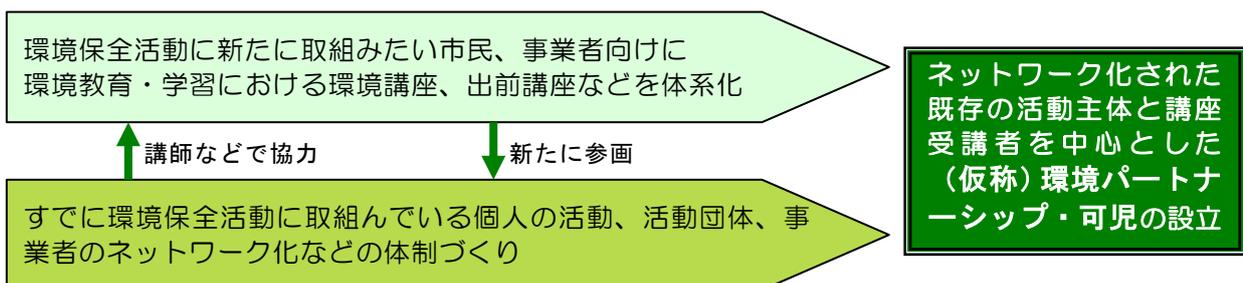


図 2-2 (仮称)環境パートナーシップ・可児の構成イメージ

3 「可児らしさ」を引き出す「環境まちづくり」

市民、事業者が主体となって、環境活動を継続的に取組んでいく中で、市民一人ひとりが環境を正しく知り、考え、行動することが大切です。そのためには、より多くの市民、事業者が本市の有する環境に意識を向け、地域に愛着や誇りが持てる「可児らしさ」を引き出す、環境の視点による「まちづくり」が必要であると考えられます。

今回の計画では、環境に関する新たな概念を組み込んだ「環境まちづくり」という手法に取り組むこととしました。

「環境まちづくり」では、この「可児らしさ」に着目し、本市が有する地域資源や財産だけでなく、自然、暮らし、仕組みなどを、環境という視点で評価することによって「環境価値」を見つけ出します。

それをさらに市民、事業者、行政の協働のもとで付加価値を高めるなど、磨きをかける「環境のブランディング」を図ります。

この「環境のブランディング」で生み出される「可児オリジナル」を、市の内外に発信しながら、環境活動や日常生活、産業・経済活動など、「まちづくり」の中に組み込むことにより、目指すべき環境像の実現へとつなげていきます。

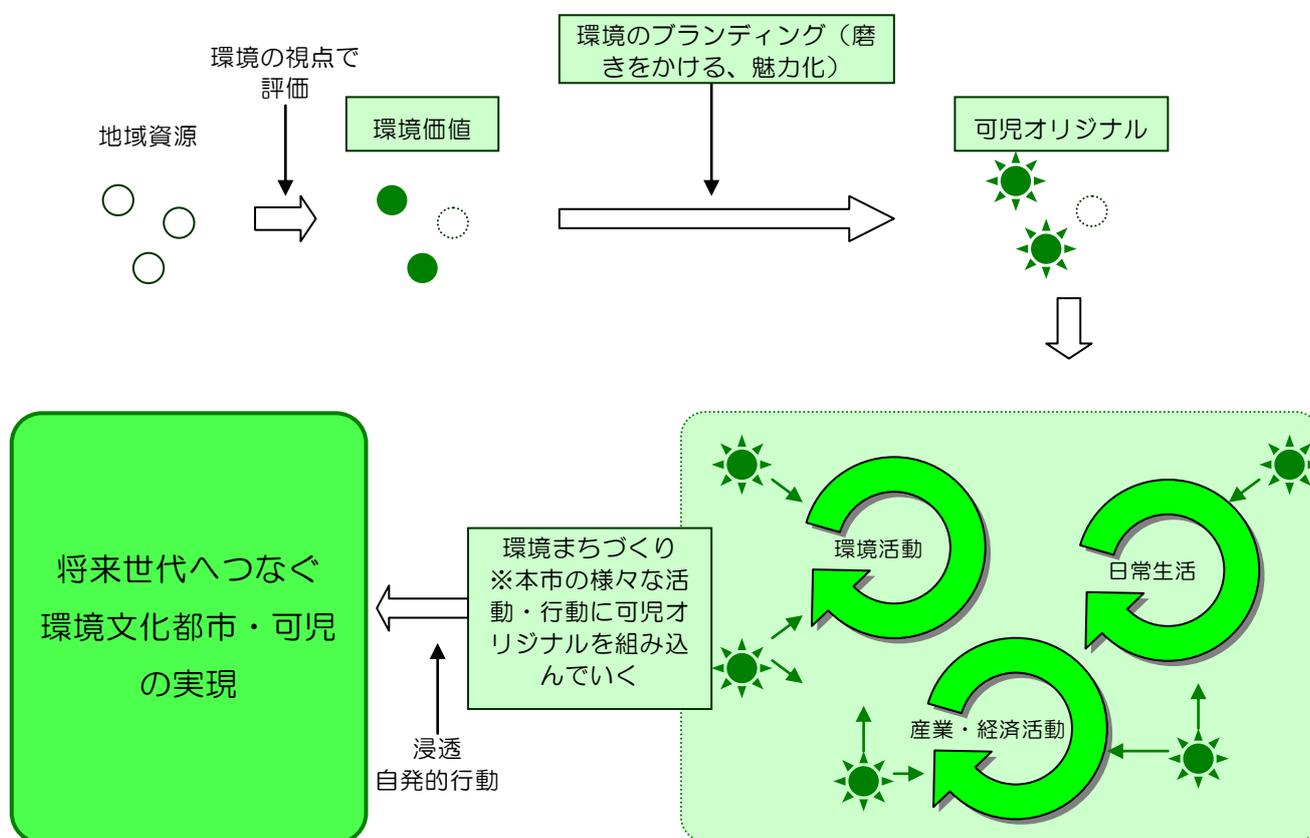


図 2-3 「環境まちづくり」による「環境文化都市・可児」の実現までの流れ

◆「環境価値」とは・・・

本市にある自然・景観、歴史・文化、観光資源、暮らし、仕組み、産業・技術などの地域資源を、環境という視点で評価することによって、可児の環境にとって、良いもの、または良い影響を与えるものと見出されたものを表現しています。

◆「環境のブランディング」とは・・・

見出された「環境価値」について、市民、事業者、行政が協働のもとで、さらに磨きをかける「魅力づくり」を行うことなどを総称して「環境のブランディング」と称しています。

例えば、身近な里地里山を人にも動植物にも快適な空間となるよう手をかける活動や、観光施設の魅力をあげるための整備、農産物など特産品のブランド化に向けた研究やPRなどをイメージします。

◆「可児オリジナル」とは・・・

環境のブランディングにより、さらに磨きをかけられた「環境価値」を「可児オリジナル」と称し、モノであったり、活動や取組みであったりと、可児独自の環境の魅力となるものです。

◆「環境まちづくり」とは・・・

市民、事業者が日常的に関わる環境保全活動や産業・経済活動などに、「可児オリジナル」をうまく組み込みながら、持続可能なまちを創りだすことを表現しています。

みんなで力を合わせて取り組もう！

第3章 環境分野別の基本目標と主な施策

ここでは本市の地域資源を環境価値に高めていくため、環境分野毎に基本目標と基本方針を設定し、具体的な施策の展開について示します。

1 可児の身近な自然を次世代まで残します（自然環境）

本市の自然環境の特徴として、里地里山といわれる昔から人の手が加えられ、維持されてきた二次的な自然が身近にあります。

この里地里山や河川、ため池などは生物の重要な生息・生育空間ともなっており、天然記念物などに指定される貴重で、特徴的な動植物も多数生息・生育しています。

一般市民アンケートの結果では、「自然の緑の豊かさ」「田畑など農地の緑」など、日常生活の中で関わる自然環境については、満足度が高い傾向がうかがえました。

しかし、一方で住宅団地や工業団地、ゴルフ場などが開発され、森林面積も減少傾向にあります。また、貴重な動植物の保護・保全活動も積極的に行われていますが、民有地内に生育地がある場合が多く、山林所有者との調整が必要となっています。

一般市民アンケートの結果では、ゴルフ場や宅地開発など、山林を切り開いて、都市的な開発を行うことについても、これ以上の開発を望んでいない人が7割以上を占める結果となりました。

こうした現況を総合的に勘案し、課題を次のように抽出します。

【自然環境に関する課題】

- 身近な自然とふれあうことにより、自然の大切さを学ぶことで、自然とのふれあいの充実を図る必要があります。
- 貴重な動植物の生育・生息地の保護、保全や、特定外来種対策など、本市の生物多様性の保全を図る必要があります。
- 可児の自然を表す特徴的な環境である里地里山については、持続可能なライフスタイルの一端を担うだけでなく、生物多様性の面からも、重要な地域資源として、里地里山の保全を図っていく必要があります。
- 無秩序な開発の抑制による自然環境を考慮した土地利用の推進を図っていく必要があります。

上記を踏まえ、自然環境に関する基本目標及び基本方針を次のように設定します。

自然環境

～ 基本目標 ～

可児の身近な自然を次世代まで残します

市域に生息・生育する貴重な動植物だけでなく、身近な緑、いきものも可児の貴重な財産として、次世代の人々に残せるように守り、育んでいきます。

(地域資源)

鳩吹山、木曽川・可児川、カタクリ群生地、ミカフバイケイソウ、シデコブシなど



可児川



カタクリ群生地

～ 基本方針 ～

- ◆自然とのふれあいの充実
- ◆生物多様性の保全
- ◆里地里山の保全
- ◆自然環境を考慮した土地利用の推進

上記4つの基本方針について、展開すべき施策とそれに基づく市民、事業者の取組みを次頁以降に示します。

自然環境

【施策体系】

1-1 自然とのふれあいの充実

- 自然とふれあう機会及び場の創出、確保
- 自然とのふれあいのための人材育成と仕組みづくり

1-2 生物多様性の保全

- 自然環境調査による貴重な動植物の生息・生育状況の把握
- 貴重な動植物の生息・生育地の保護・保全と配慮

1-3 里地里山の保全

- 里地里山の魅力向上
- 里地里山の適切な保全

1-4 自然環境を考慮した土地利用の推進

- 土地利用の適正化と開発の抑制
- 農地・森林・自然公園地域などの適切な保全
- 自然保護・保全区域の設定検討

施策の進捗状況をみんな
で確認しましょう。

チェック項目！

- 自然とふれあえる場があなたのまわりで増えていますか？
- 里地里山の保全活動ができる場所や保全活動に参加している人は増えていますか？
- あなたのまわりに生息・生育する野生の動植物は減っていませんか？
- 田んぼや畑などの農地は減っていませんか？

【施策の展開】

自然とふれあう機会及び場の創出、確保

- 市の広報やホームページなどにより自然保護意識の高揚を推進します。
- 東海自然歩道や鳩吹山遊歩道などのハイキングコースの整備・充実を図るとともに、自然観察会などの定期的なイベントを実施し、野生動植物の大切さを知る機会を創出します。
- 学校行事や教科・総合的な学習の時間の中で、自然や環境、野生動植物の大切さについて学習する機会を設けます。

自然とのふれあいのための人材育成と仕組みづくり

- 指導者・ガイドなどを養成する学習講座を実施します。
- 指導者・ガイドなどの人材バンク制度の設立と斡旋を図ります。
- 自然保全活動などのボランティア組織の育成を図ります。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○親子で各種自然観察会・学習会へ積極的に参加するなど、正しい自然とのふれあい方を学びます。 ○市民グループやNPOなどによるイベントを主催・共催します。 ○各種イベントへ積極的に参加するとともに、ボランティアの参加などによりイベントのサポートをします。 ○学校からの協力依頼や講師依頼に対して積極的な協力や参加をします。 ○指導者・ガイドなどを養成する学習講座へ積極的に参加します。 ○市民グループやNPOなどによる、環境リーダーなどの養成講座の開催、人材バンク制度の設立、運営を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○自然とふれあうイベントなどのレクリエーション事業や観光事業への協力、支援をします。 ○各種イベントを主催、共催、協賛します。 ○学校からの協力依頼や講師依頼に対して積極的な協力や参加をします。 ○グラウンドワーク*など自然保全活動を行うための、労力の提供や資金援助などの支援または協力をします。

【施策の展開】

自然環境調査による貴重な動植物の生息・生育状況の把握

- 野生動植物の生息・生育に関わる情報の収集、更新、管理を行います。
- 野生動植物の生息・生育状況の調査を実施します。

貴重な動植物の生息・生育地の保護・保全と配慮

- 天然記念物や景観重要樹木などの適正保護・新たな指定等により、貴重な野生動植物の保護を図ります。
- 野生動植物保護に関する学習会を行います。
- 特定外来生物対策の講習会を行います。
- 「外来生物法」で指定されているブラックバス、ヌートリア、アライグマ、オオキケンケイギクなどの、特定外来生物の防除を推進します。
- イノシシやサル、カワウなどの有害鳥獣の対策を行います。
- 水辺における野生動植物の生息・生育地の保全のため、魚巢ブロック設置、ピオトープ整備など、多自然型整備を推進します。
- 自然に配慮した工法で、ため池などの農業施設の整備を推進します。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民グループやNPOなどによる、野生動植物などに関する調査と保護活動、及び特定外来生物の防除を実施します。 ○野生動植物の生息・生育に重要な場所の保護・管理に協力します。 ○野生動植物保護に関する学習会に積極的に参加します。 ○日常生活における外来生物の取り扱い注意の徹底を図ります。 ○特定外来生物対策について、市で行う講習を受け、捕獲従事者として登録します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○開発、工事等に際して、野生動植物調査を行います。 ○野生動植物の生息・生育に重要な場所の保護・管理に協力します。 ○所有地内にピオトープをつくり、野生動植物の多様な生息・生育場所の確保に努めます。 ○保護地域、保護動植物生息地域の整備支援を行います。 ○事業活動における特定外来生物の取り扱い注意の徹底を図ります。 ○外来生物や有害鳥獣対策については、猟友会による迅速な処理を行います。 ○ため池管理組合などによる、ため池及びその周辺の野生動植物調査の実施と、ブラックバスの定期的な駆除を行います。

【施策の展開】

里地里山の魅力向上

○里地里山のすばらしさ（生物多様性、風景、環境保全機能など）を知る講座、学習会の開催やイベント、各種自然観察会の実施など、里地里山の魅力向上を図ります。

里地里山の適切な保全

○我田の森、若葉台の里地里山保全活動など、里地里山の保全活動を行う市民団体の支援、育成を図るとともに、市民に向けて、団体や活動などの認知度を高めるための情報発信を行います。

○緑化活動のための緑の募金などにより、地域コミュニティ団体やNPOなどへの活動支援を推進します。

○民有地内に生息・生育する貴重な野生動植物の保護活動やそれらを行う活動団体の認知などについて、里地里山を保有する地権者へ働きかけます。

【市民・事業者の取組み】

市民

○観察会やイベントなどに積極的に参加するとともに、ボランティアとして参加するなど、観察会やイベント等のサポートをします。

○市民グループやNPOなどによる、イベントの主催・共催を行います。

○里地里山にごみを捨てないよう心掛けるとともに、定期的なごみ拾いにも参加し、美しい里地里山の保全活動に協力します。

○里地里山保全活動への理解を促し、参加者の勧誘を行います。

事業者

○里地里山保全活動を主催、共催、協賛します。

○里地里山保全活動に関する情報発信に努めるとともに、関係市民団体等の活動に支援・協力します。

【施策の展開】

土地利用の適正化と開発の抑制

- 市街地内における用途混在の解消を推進し、土地利用の適正化を図ります。
- 自然的土地利用の転換については、災害発生や環境悪化などを十分考慮して適正に行い、無秩序な開発の抑制に努めます。
- 可児市開発協議要綱に基づく開発行為の適正指導や景観計画、地区計画制度等の活用などにより、開発事業における緑地確保を促進します。

農地・森林・自然公園地域等の適切な保全

- 農地転用許可制度の適正運用や良好な営農環境の維持、荒廃遊休農地^{*}対策などにより、農地の適切な保全を図ります。
- 農用地区域以外の荒廃遊休農地については、周辺の土地利用や生物の生息・生育状況などを勘案しながら対策を検討します。
- 市民による「援農^{*}」の支援や「市民緑地制度」を活用するなど、市民と一体となって、森林や農地の保全を図ります。
- 森林法や自然公園法に基づき、森林や自然公園地の適切な保全を図ります。
- 良好な自然を守るため、一定の規模を超える開発について、事業者による地域環境配慮調査の適切な実施の指導啓発を図ります。

自然保護・保全区域の設定検討

- 条例による区域設定や検討機関の設置などにより、良好な自然地を守るための仕組みづくりを検討します。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅建築などを行う場合は、各種法令を遵守します。 ○農地・森林・自然公園地域などの適切な保全に協力します。 ○森林法や自然公園法を遵守します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○開発行為を行う場合は、各種法令や可児市開発協議要綱などを遵守するとともに、計画段階から市民への情報提供に努め、周辺環境への影響に配慮します。 ○開発行為を行う場合は、自然環境に恵まれた土地を避け、市街地内の未利用地などを優先的に選定し、野生動植物の生息・生育状況を適切に把握し、影響を少なくするよう努めます。 ○可児市開発協議要綱や景観計画などに基づき、事業地内に必要な緑地を確保した適正な開発を行ないます。 ○優れた農地の適切な保全と活用を図るとともに、休耕田[*]の適切な管理、農業後継者の育成に努めます。 ○土地改良区や農業委員会と連携して、農地を農地として保全する仕組みを考えます。 ○開発、工事など、事業施工に係る森林法、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法などを遵守します。 ○環境影響評価等を積極的に実施します。

2 快適で住み続けたくなるまちをつくります（快適環境）

本市の快適環境の特徴として、里地里山や河川を中心に、市民が身近に自然とふれあえる場が整備されていることがあげられます。

身近な自然となる農地も多く、公園や道路の街路樹などの公共空間における緑化も進められています。

その他、市内には、数多くの遺跡も分布しています。東部の丘陵などには、この地域特有の風土を培ってきた古窯群も多く残されています。また、久々利地区の街並みの保存など、地域特有の景観を守る活動も行われています。

小学生アンケート結果では、学校までの通学路で自然が感じられるところについて、田んぼや竹藪が最上位にあげられ、子どもにとっても、農地は身近な自然という認識があります。また、事業者アンケート結果では事業者の約6割が、周辺環境に配慮して、敷地内や建物の緑化に努めているなど、私有地でも身近な緑を増やす取組みが進められていることがうかがえます。

しかし、一方で後継者不足などによる荒廃遊休農地の増加などの問題もみられるようになりました。また、一般市民アンケートの結果からも、「空き地など雑草の管理」「空き缶やタバコの投げ捨て」などが日常生活の中で不満度が高く、街なかの美観に関する不満の高さがうかがえました。

こうした現況を総合的に勘案し、課題を次のように抽出します。

【快適環境に関する課題】

- 河川や農地を身近に親しめる自然として位置づけ、整備・活用を図っていく必要があります。
- 公園や街路樹といった公共空間における緑化を推進するとともに、私有地も含めた、まちなかの緑の充実を図っていく必要があります。
- 歴史・文化的資源については、適正な保全管理を進めるとともに、積極的な活用を図り、観光資源として市内外に発信していく必要があります。
- 地域に愛着と誇りが持てるような景観づくりを図っていく必要があります。
- 環境に配慮したインフラ整備*を行い、市民が環境にやさしいライフスタイルを送りやすい環境を整える必要があります。

上記を踏まえ、快適環境に関する基本目標及び基本方針を次のように設定します。

快適環境

～ 基本目標 ～

快適で住み続けたいくなるまちをつくります

美しいふるさとの街並みなど、古くから受け継がれてきた歴史や文化を守りながら、自然を活かした交流空間や交流を促進するスムーズな移動手段のある、ずっと住んでいたいと思えるまちをつくります。

(地域資源)

長塚古墳、史跡泳宮、金山城跡、明智城址（長山城跡）、花フェスタ記念公園、可児川下流域自然公園、文化創造センター、コミュニティバスなど



史跡泳宮



文化創造センター



花フェスタ記念公園

～ 基本方針 ～

- ◆身近に親しめる自然の整備・活用
- ◆まちなかの緑の充実
- ◆歴史・文化的資源の保全・活用
- ◆良好な景観の保全・形成
- ◆環境に優しく安全・安心に寄与するインフラ整備

上記5つの基本方針について、展開すべき施策とそれに基づく市民、事業者の取組みを次頁以降に示します。

【施策体系】

2-1身近に親しめる自然の整備・活用

- 身近に親しめる水辺空間の整備・活用
- 市民が土や緑にふれあう空間としての農地の活用

2-2まちなかの緑の充実

- 公園の整備と適切な維持管理
- まちなかの身近な緑の保全
- まちなかの緑化の推進

2-3歴史・文化的資源の保全・活用

- 歴史・文化的資源の保護・保全
- 歴史・文化的資源の活用・継承

2-4良好な景観の保全・形成

- 良好な景観保全及び景観形成への取組み
- 景観阻害要素の除去・防止
- 花で彩られた美しいまちづくりの展開

2-5環境に優しく安全・安心に寄与するインフラ整備

- 環境に配慮したインフラ整備
- 環境に配慮した交通の整備充実

施策の進捗状況をみんな
で確認しましょう。

チェック項目！

- 川に親しめる水辺空間や市民農園など、身近な自然とふれあえる場所は増えていますか？
- 公園の緑や街路樹など、まちなかの緑は増えていますか？
- あなたの住んでいる地域の文化財はしっかり守られていますか？
- 鉄道やバスなど、日頃から公共交通機関を利用しようと思いがけていますか？

【施策の展開】

身近に親しめる水辺空間の整備・活用

- 親水性に配慮した護岸や河川敷の広場空間の整備を推進します。
- 可児川の一斉清掃、川と海のクリーン大作戦、市民グループによる植栽活動など、河川の美化・緑化を推進します。
- Eボート体験、木曾川舟遊びなど、水辺空間の活用を図ります。
- 川ウォッチング、カワゲラウォッチングを継続的に実施し、水生生物や水質調査の実施など、環境学習の場としての活用を図ります。
- 学校行事や教科・総合的な学習の時間の中で、自然や環境、野生動植物の大切さについての学習を推進します。

市民が土や緑にふれあう空間としての農地の活用

- 荒廃遊休農地などを活用した市民農園整備を推進します。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な水辺空間に親しみ、利用に努めます。 ○河川の美化活動や維持管理活動に協力します。 ○水辺での環境学習の場への参加に努めます。 ○学校からの協力依頼や講師依頼などに対して、積極的な協力や参加をします。 ○農業体験を通じて農業や農地の大切さを学びます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の美化活動や維持管理活動に協力します。 ○水辺での環境学習の場への協力に努めます。 ○学校からの協力依頼や講師依頼に対して、積極的な協力や参加をします。 ○法制度を遵守した市民農園の整備を行います。 ○荒廃遊休農地にする前に市や農協などに事前相談に行きます。 ○県、JAが主催する農業塾に積極的に参加します。

【施策の展開】

公園の整備と適切な維持管理

- 公園の整備や、既存公園の活性化を推進します。
- 市民、事業者、市の役割分担による公園の維持管理と支援を図ります。

まちなかの身近な緑の保全

- 貴重な民有緑地（社寺林など）の調査と、これら保全のための活動への支援を行います。
- 公園緑地、河川、緑道、道路、里地里山、丘陵地、民有緑地等の緑のネットワーク形成を図ります。

まちなかの緑化の推進

- 景観アドバイザーによる、緑化の相談窓口の充実を図ります。
- 民有地緑化推進助成制度の活用により、家庭、事業所における緑化の促進を図ります。
- 公共施設における緑化を推進します。
- 緑化団体の育成・支援を図ります。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○草刈り・清掃活動、植栽活動など、身近な公園・緑地の日常の維持管理に協力します。 ○屋敷林の適正な管理に努めます。 ○地域で協力して社寺林の保全体制の整備を進めます。 ○ブロック塀を生け垣に変えたり、庭、ベランダなどの緑化に努めます。 ○自治会の活動などにより、公共用地における緑化を実施します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○草刈り・清掃活動、植栽活動など、身近な公園・緑地の維持管理に協力します。 ○所有地内（工場敷地など）の緑化に努めます。 ○まちなかの緑化保全活動に対する情報提供や啓発を推進します。 ○緑化保全活動に対する資材提供等の支援を行います。

【施策の展開】

歴史・文化的資源の保護・保全

○文化財の新規指定、指定文化財の清掃、整備管理、解説板の設置など、歴史・文化的資源の保護・保全を推進します。

歴史・文化的資源の活用・継承

○古墳や史跡などを活用した歴史公園などの整備を推進します。

○久々利、兼山のまちなみなど、歴史的街並みの保全を図ります。

○貴重な仏像・出土品など、有形文化財を郷土歴史館他に展示し、地域の文化の啓発を図ります。

○古墳や史跡、地域の伝統的な行事や祭りなど、地域資源を活用した観光を推進します。

【市民・事業者の取組み】

市民

○埋蔵文化財の発掘調査や天然記念物、文化財などの保護の取組みに協力します。

○歴史散策会などの講座へ参加します。

○地域の歴史・文化を知るための活動や良好な景観形成に関わる講座・勉強会に参加します。

○地域の伝統的な行事や祭り、生活様式や風習、物語などの継承発展に努めます。

事業者

○開発行為を行うにあたっては、文化財などの保全・調査に協力します。

○土地の改変を伴う工事を行う場合は、埋蔵文化財の照会を行い、遺跡の保護に努めます。

○地域の伝統的な行事や祭り、生活様式や風習、物語などの継承発展に努めます。

【施策の展開】

良好な景観保全及び景観形成への取組み

- 景観形成上重要な樹木や緑地など、自然景観の保全を図ります。
- 景観相談など、景観アドバイザー制度の充実を図ります。
- 「公共施設等デザインマニュアル」の活用などにより、公共施設における景観配慮を進めます。
- 花壇コンクール、花かざりなどを展開し、美観活動の促進を図ります。
- 「可児市の環境30選」などを新たに創設し、可児の魅力を市内外に発信します。

景観阻害要素の除去・防止

- 屋外広告物の許可事務を適正に行うとともに、違反屋外広告物の除却を推進することにより、屋外広告物の規制やデザインの向上を図ります。
- 公共施設における街路灯、防犯灯の配慮、遮光板の設置、点灯時間の検討などにより、光害の防止を図ります。
- 環境美化推進指導員の設置により、ごみのポイ捨て防止を図ります。

花で彩られた美しいまちづくりの展開

- 花いっぱい運動など、地域との連携・協働による花かざりを推進します。
- 沿道花かざり及び公共施設や駅前広場におけるプランター設置など、公共空間の花かざりを推進します。
- 花壇コンクールの継続的な実施を図り、家庭、事業所、地域における花かざりの促進を図ります。
- 可児のバラまつり開催などによる、花フェスタ記念公園の利用促進を図ります。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域の景観づくりに参画します。 ○住宅を建てる場合、建物の外壁や屋根などが周囲の景観に調和するよう配慮します。 ○道路の街路樹、花壇などの清掃を心掛けます。 ○花いっぱい運動などを利用し、花かざりの推進に協力します。 ○花壇コンクールに参加します。 ○違反屋外広告物除去協力団体の活動に積極的に参加します。 ○地域の清掃・美化活動に積極的に参加すると共に、ごみのポイ捨てをなくします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所や店舗などの新築・改築にあたっては、周囲の景観と調和する外観にし、良好な景観形成に努めます。 ○市民や市と連携を図りながら、地域における景観形成の活動に参加・協力するよう努めます。 ○屋外広告物を設置する際は、周辺の景観との調和に努めます。 ○花いっぱい運動などを利用し、事業所内外の花かざりの推進に協力します。 ○花壇コンクールに参加します。

【施策の展開】

環境に配慮したインフラ整備

- 環境負荷低減素材などを使用したインフラ整備を推進します。
- 道路交通網の整備と道路の適正管理を推進します。
- 交通弱者を優先した歩道整備を推進します。

環境に配慮した交通の整備充実

- コミュニティバスの利便性向上を行い、利用の促進を図ります。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ整備前に行政と打合せを行い、どのような材料を使用するのか、お互いに検討し、環境負荷低減素材の使用に協力します。 ○コミュニティバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ整備前に行政と打合せを行い、どのような材料を使用するのか、お互いに検討し、環境負荷低減素材の使用に協力します。 ○従業員の通勤などに公共交通機関利用を奨励します。

3 安全・安心な暮らしを支える青い空、きれいな水を守ります (生活環境)

本市の生活環境の特徴として、大気汚染や土壌汚染、水質汚濁、地盤沈下、騒音、振動、悪臭のいわゆる「典型七公害」に関わる大きな問題は、近年、発生しておらず、比較的良好な状態が維持されていることがあげられます。

市内における大気環境は、二酸化硫黄など大気汚染に係る環境基準に適合しており、良好な状態を保っています。また、降下ばいじんも、一時増加傾向にありましたが、平成20年には減少に転じ、以降は横ばい傾向となっています。

水質についても、可児川における水の汚れの指標となる BOD（生物化学的酸素要求量）の値が、平成16年度以降は、すべての地点において環境基準を達成しています。

一般市民アンケート結果では、将来残したい環境資源に「きれいな水」、「澄んだ空気」が上位に挙げられるなど、大気や水質保全の重要性は認識されています。小学生アンケート結果では、将来の可児市のイメージについては、「自然が多く空気や水のきれいなまち」が最も多く、半数以上を占めていました。

しかし、一方で生活雑排水からの悪臭やごみの焼却に関する苦情が増えるなど、都市型公害に変わる、新たな生活型公害も増えつつあります。

こうした現況を総合的に勘案し、課題を次のように抽出します。

【生活環境に関する課題】

- 定期的な監視や測定を行うことにより、大気の保全や悪臭の防止に努める必要があります。
- 市民、事業者に対し、排水対策の必要性について普及啓発を行うとともに、下水道等の施設整備及び各家庭や事業所などにおける水質汚濁の発生源対策により、水質の保全を図る必要があります。
- 騒音・振動の防止に努め、静かで快適な環境を維持していく必要があります。

上記を踏まえ、生活環境に関する基本目標及び基本方針を次のように設定します。

～ 基本目標 ～

安全・安心な暮らしを支える青い空、きれいな水を守ります

人やいきものが生きるために不可欠なきれいな空気、安全な水を守り、安心した暮らしが営まれるまちをつくります。

(地域資源)

環境基準に適合した大気・水質、公害防止協定など



鳩吹山からの眺望



兼山澗

～ 基本方針 ～

- ◆大気の保全、悪臭防止
- ◆水質の保全
- ◆騒音・振動の防止

上記3つの基本方針について、展開すべき施策とそれに基づく市民、事業者の取組みを次頁以降に示します。

【施策体系】

3-1大気 of 保全、悪臭防止

- 自動車による大気汚染・悪臭防止対策
- 固定発生源による大気汚染・悪臭防止対策
- 監視・測定の実施

3-2水質 of 保全

- 上水の安定供給
- 水質汚濁・土壌汚染の防止
- 監視・測定の実施

3-3騒音・振動 of 防止

- 自動車による騒音・振動防止
- 生活騒音・振動の防止
- 監視・測定の実施

施策の進捗状況をみんな
で確認しましょう。

チェック項目！

- あなたは、普段の生活の中で悪臭を感じたことはありますか？
- 可児川の流れるは以前よりきれいになりましたか？
- 騒音や振動のない、静かなまちになりましたか？

【施策の展開】

自動車による大気汚染・悪臭防止対策

- エコカーなど低燃費・低公害車の普及、アイドリングストップなどの啓発により、自動車による大気汚染防止を図ります。
- 公共交通機関の利用啓発などにより、電車やバス、自転車利用を促し、自家用車利用の抑制に努めます。
- 物流の効率化の指導を行い、輸送車両による大気汚染防止を図ります。
- 大気環境木^{*}による街路樹の育成を図ります。

固定発生源による大気汚染・悪臭防止対策

- 工場・事業所などにおける排出ガスの適正化、ボイラーなどの使用の適正化、悪臭やばい煙の発生防止の徹底を図ります。
- 野焼きの抑止と啓発を進めます。
- ダイオキシンなど、有害化学物質の発生・使用抑制と適正な管理を図ります。

監視・測定の実施

- 大気の定期的な監視と測定を行います。
- 大気汚染調査の結果などを市ホームページなどで積極的に公表します。

【市民・事業者の取組み】

市民

- 自動車の整備点検に努めます。
- アイドリングストップなど、環境に優しい運転に努めます。
- 大気環境木の維持管理に協力します。
- 近隣に迷惑な悪臭発生のないように配慮するとともに、ごみを燃やすなど周囲に煙の影響を及ぼすような行為は行いません。
- 野焼きは行いません。
- 市などが行う簡易な調査に参加します。

事業者

- 保有車両の整備点検に努めます。
- アイドリングストップなど、環境に優しい運転に努めます。
- 共同輸配送システムの導入など物流の効率化を図り、保有車両の走行量の削減に努めます。
- 大気環境木の維持管理に協力します。
- 工場・事業所における排出ガスに関わる公害防止機器の設置や適正管理の徹底などにより、有害な排ガスや悪臭の発生抑止に努めます。
- 野焼きは行いません。
- 工場・事業所から排出される大気汚染物質や悪臭物質の監視・測定を行います。

【施策の展開】

上水の安定供給

- 山林保全による保水機能の向上に努めます。
- 上水道水質の監視・測定及び危機管理チェック機能の充実を図ります。
- 給配水施設の充実整備と濁水対策を推進します。

水質汚濁・土壌汚染の防止

- 下水道の整備及び水洗化率の向上、また合併処理浄化槽の整備など、生活排水対策を推進します。
- 工場・事業所における排水の規制、土壌汚染の防止などの指導に努めます。
- 地下水の保全や河川、ため池の自然浄化能力の維持に努めます。

監視・測定の実施

- 河川水質の定期的な監視と測定を行います。
- 水質検査の結果などを市ホームページなどで積極的に公表します。

【市民・事業者の取組み】

市民

- 山林の巡回パトロールを実施します。
- 家庭やイベントなどにおける水質異常（濁りなど）の情報を提供します。
- 各家庭での節水意識の向上と市内給配水管からの漏水情報を提供します。
- 日常生活における排水を適正に処理します。
- ため池周辺の巡回パトロールを実施します。
- 市などが行う簡易な調査に参加します。

事業者

- 山林の保水機能の向上を図ります。
- 受水槽などの施設の適正な維持管理について、関係機関に法令で定められた届出を行います。
- 各事業所での節水対策を推進します。
- 事業活動に伴う排水を適正に処理するとともに土壌の汚染防止に努めます。
- 汚水処理施設への負荷を軽減するため、適切な利用・維持管理を行います。
- 自然浄化能力を低下させない工事を実施します。

【施策の展開】

自動車による騒音・振動防止

- アイドリングストップなどエコドライブの普及啓発を図ります。
- 県、警察、事業者などの関係者と連携を図りながら、発生源対策、交通対策、道路構造対策、沿道の土地利用の誘導などを総合的に推進します。

生活騒音・振動の防止

- 条例に基づき、生活騒音の防止に向けた個別指導及び啓発に努めます。
- 深夜営業店などに対しては、営業騒音の防止に向けた個別指導に努めます。
- 工場、事業所、建設作業における騒音・振動の規制・指導に努めます。

監視・測定の実施

- 一般地域及び主要道路沿道において騒音の定期的な監視と測定を行います。
- 騒音調査の結果などを市ホームページなどで積極的に公表します。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車は適正に整備点検するとともに、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけ、自動車騒音に配慮した乗り方に心掛けます。 ○エアコンや洗濯機などに低騒音型製品を積極的に取り入れます。 ○近隣に迷惑な騒音・振動を発生させないよう、マナーを守ります。 ○工場、事業所、建設作業からの騒音・振動の監視に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○保有車両は適正に整備点検するとともに、自動車騒音に配慮した乗り方を指導します。 ○営業騒音の削減に努めます。 ○工場、事業所、建設作業における騒音・振動の防止に努めます。 ○事業活動に伴う騒音・振動の監視・測定を行います。

4 資源を無駄にしない、持続可能なシステムを構築します

(資源循環)

本市の資源循環に関わる特徴として、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に、リフューズを加えた「4R」で、独自性ある取り組みを進めていることがあげられます。

本市のごみ総排出量の推移は、リサイクル資源の集団回収量を含めた全体としては、平成18年をピークに減少傾向に転じています。そのうち、市民一日一人当たりの家庭系のごみ排出量は、横ばい傾向にあるものの、県平均よりも低い値で推移しています。

リサイクル資源の回収については、「可児市エコドーム」の開催や、資源集団回収による分別収集などリサイクル率については、横ばい傾向が続いており、県平均と同程度となっています。

資源循環を考える上では、「食」の重要性と安全性を理解することも大切であり、本市では、地域や家庭、小中学校において「食育」が積極的に実施されています。

平成22年9月に、道の駅「可児ッテ」がオープンし、市域周辺で育てられた農畜産物や特産加工品を販売するなど、地域資源の新たな価値創造を図っています。

また、事業者アンケート結果において、大半の事業者が経済成長と環境保全の関係について、「調和を図りながら取り組んでいくべき」と回答しており、経済成長と環境保全の関係は、切っても切り離せない関係になりつつあります。

こうした現況を総合的に勘案し、課題を次のように抽出します。

【資源循環に関する課題】

- リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの「4R」を推進し、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ごみの分別回収や不法投棄の防止など、「ごみの適正処理の推進」を図る必要があります。
- 将来の可児を担う子どもたちに「食」に対する正しい理解を促すために、さまざまな環境要素との関わるをトータルで学べる場を整える必要があります。
- 環境産業の育成を図るなど、可児独自の新しい産業構造を展開していくことが望まれます。

上記を踏まえ、資源循環に関する基本目標及び基本方針を次のように設定します。

資源循環

～ 基本目標 ～

資源を無駄にしない、持続可能なシステムを構築します

限りある資源を有効に活用した循環型社会をつくることにより、まちが持続して、維持発展できるシステムを構築します。

(地域資源)

ささゆりクリーンパーク、エコドーム、とれった広場、道の駅可児ッテ、高いリサイクル率など



エコドーム



道の駅可児ッテ

～ 基本方針 ～

- ◆リフューズ・リデュースの推進
- ◆リユース・リサイクルの推進
- ◆ごみの適正処理の推進
- ◆食の安全・食育の展開
- ◆環境産業の育成

上記5つの基本方針について、展開すべき施策とそれに基づく市民、事業者の取組みを次頁以降に示します。

資源循環

【施策体系】

4-1リフューズ・リデュースの推進

└ リフューズ・リデュースの推進

4-2リユース・リサイクルの推進

└ リユースの推進
└ リサイクルの推進

4-3ごみの適正処理の推進

└ 廃棄物の適正処理
└ 廃棄物の不法投棄の防止
└ 廃棄物処理に関する関係機関との連携及び情報収集

4-4食の安全・食育の展開

└ 環境にやさしい農業の展開
└ 地産地消の展開
└ 地域や学校教育における食育の実践

4-5環境産業の育成

└ 地場産業を活かした環境産業の振興
└ 環境ビジネスの育成

施策の進捗状況をみんな
で確認しましょう。

チェック項目！

- あなたの家から出るごみの量は減りましたか？
- 日用品など普段使うものにリサイクル品を使うことが増えましたか？
- 食育に関する勉強会や講演会などに参加しましたか？
- 可児独自の特産品は増えましたか？

【施策の展開】

リフューズ・リデュースの推進

- レジ袋や食品トレイの削減など、市民の自発的なごみ減量への取組みを支援します。
- ごみ・資源の分別回収の徹底及び推進と、分別回収品目の見直しを検討します。
- 家庭用生ごみ処理機などの設置補助を継続的に行います。
- リフューズ・リデュースにかかる事業者の取組みを啓発、支援し、関係機関への働きかけを行います。

【市民・事業者の取組み】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○マイバッグを利用し、レジ袋などを使わないよう努めます。 ○過剰包装品や使い捨て製品の使用・消費を自粛します。 ○食べ残しのもととなる、余分な食材は買わないようにします。 ○生ごみ処理機やダンボールコンポストの利用により、生ごみの減量化を推進します。 ○市民一人ひとりがごみを出さないライフスタイルを確立するよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛によるごみの減量化に努めます。 ○製品の長寿命化など、開発・製造段階、流通段階でのごみの減量化に努めます。 ○一般廃棄物、産業廃棄物の発生抑制に努めます。

【施策の展開】

リユースの推進

- 不用品交換制度の推進や交換機会の増加を図り、物の再利用を推進します。
- 資源回収を行う団体などに奨励金を交付するなど、市民の自主的な活動を支援します。
- 学校やP T Aによる資源回収の実施を推進し、リユース・リサイクルの推進や資源の有効活用を啓発します。

リサイクルの推進

- リサイクルについての情報の収集、提供を行います。
- ごみの分別を徹底して行い、資源リサイクルに努めます。
- グリーン対象品目の購入を推進します。

【市民・事業者の取組み】

市民

- 物を大切に使い、できるだけ長く使用するよう努めます。
- 不用品交換情報やリサイクルショップ、フリーマーケットなどを活用し、物の再利用に努めます。
- 生ごみや樹木の剪定枝などを堆肥化し、有効利用に努めます。
- 小中学校やP T Aの行う資源回収の趣旨を理解し、積極的に協力します。
- ごみの分別を徹底して行い、資源リサイクルに努めます。
- リサイクル製品を積極的に使用します。

事業者

- 再生資源、リサイクル製品の開発と積極的な利用に努めます。
- 再利用できる製品の開発に努めます。
- 小中学校やP T Aの行う資源回収の趣旨を理解し、資機材や人員配置などで協力します。
- リサイクルについての情報の収集、提供を行います。
- ごみの分別を徹底して行い、資源リサイクルに努めます。
- グリーン対象品目の購入、調達を推進します。

【施策の展開】

廃棄物の適正処理

- 一般廃棄物、産業廃棄物の資源化を促進し、適正処理を行います。
- 廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。
- 廃棄物処分費などの精査を推進するとともに、受注業者への指導の徹底を図ります。

廃棄物の不法投棄の防止

- 不法投棄防止のために警察と連携して、監視・指導体制を強化します。
- タバコやごみのポイ捨てなどの防止対策を図ります。

廃棄物処理に関する関係機関との連携及び情報収集

- 廃棄物処理についての情報収集を行い、より安全な適正処理に努めます。
- 廃棄物処理について関係機関と連携し、監視・指導・支援体制を強化します。

【市民・事業者の取組み】

市民

- ごみの分別を徹底して行い、適正に処理します。
- 家庭ごみを燃やしません。
- 不法投棄を行いません。
- タバコやごみなどのポイ捨てはしません。

事業者

- 一般廃棄物、産業廃棄物の資源化を推進し、適正処理を行います。
- 製品の分別方法及び資源化方法の表示を行います。
- 野焼きや小型焼却炉による廃棄物処理は行いません。
- 不法投棄を行いません。
- タバコやごみなどのポイ捨てはしません。

【施策の展開】

環境にやさしい農業の展開

- 有機栽培や低農薬栽培を展開する農家への支援を行います。
- 食の安全を確保するための指導を行います。

地産地消の展開

- 地場農産物のブランド化を進めます。
- 地場農産物の流通の合理化・適正化の支援を行います。
- 学校給食での地場農産物の使用に努めます。

地域や学校教育における食育の実践

- 小中学校において学校給食を活用した食育を推進します。
- 家庭や地域の食育推進活動を支援します。

【市民・事業者の取組み】

市民

- 食の安全に関する知識を習得するとともに、安全な食品の使用に努めます。
- 地場農産物の購入・利用に努めます。
- 食材の無駄をなくす料理作りを心掛けます。
- 適正量を知り、残さず食べることを心掛けます。
- 地域で地場農産物や旬の食材を使った料理講習会を開催します。
- 学校での食育や地産地消の趣旨を理解し、協力します。
- 家族そろって食事をするにより、食べ物に感謝する心、食べ物を大切に作る心を育てます。

事業者

- 食の安全・安心に関する情報提供を行います。
- 有機型・低農薬型・生ごみの堆肥利用による地場農産物の生産に努めます。
- 生産者や収穫場所を示すなど、地場農産物の情報提供を行います。
- 地場農産物の購入・利用に努めます。
- 地場農産物の販売の合理化、適正化を推進します。
- 食育や地産地消の趣旨を理解し、協力します。

【施策の展開】

地場産業を活かした環境産業の振興

- 直売所や道の駅を活用した地場農産物や特産品のPRに努めます。
- 農業の六次産業*化など、新しい産業構造を作り出すための情報提供及び団体への助成を行います。

環境ビジネスの育成

- 環境とビジネスとのマッチングの場や情報の提供を検討します。
- 産官が連携した環境ビジネスに関する研究組織を検討します。
- 環境産業に取り組む企業への支援について研究します。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○地場農産物の良さに関心を持ちます。 ○直売所や道の駅での地場農産物の販売への関心を持ちます。 ○地場農産物を優先的に購入するなど、地産地消を実践します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地場農産物の出荷者数の維持や増員することに努めます。 ○「可児ブランド」の質の向上を図り、地場農産物のブランド力を高めます。 ○地場農産物を優先的に販売し、PRに努めます。 ○農業の六次産業化など、採算性も考慮した新たな環境産業に取り組みます。 ○各種勉強会への参加などにより、環境産業や環境ビジネスの立ち上げに向けた準備を進めます。

5 小さなひとつひとつの取組みを、未来の地球環境につなげます (地球環境)

本市の地球環境に関わる特徴として、エネルギー使用量や温室効果ガス※排出量は未だに増加傾向にあることから、省資源・省エネルギー型社会に向けた取組みをはじめていきます。

本市の電力使用量の推移を見ると、平成 20 年度は減少しましたが、平成 16 年度以降は増加傾向となっています。

温室効果ガス排出量は、平成 20 年度からは、それまでの増加傾向から減少に転じていますが、地球温暖化対策実行計画で定めている目標の基準年（平成 2 年度）に対し、約 1.3 倍に増加しています。

近年、温室効果ガスを排出する化石燃料から、太陽光、太陽熱など再生可能なエネルギーを利用する取組みが進められています。本市では、市役所の庁舎をはじめ、小中学校の教育施設や文化創造センター、学校給食センター、公民館などの公共施設に太陽光発電などの設備を導入しています。

一般市民アンケート結果では、関心のある環境問題について約 8 割が「地球温暖化」と回答しており、地球環境問題についての認識が深まっていることがうかがえます。

こうした現況を総合的に勘案し、課題を次のように抽出します。

【地球環境に関する課題】

- 市民一人ひとりの取組みにより、さらなる地球温暖化対策及び地球環境保全へとつなげる必要があります。
- 再生可能エネルギーや自然資源の導入を検討する必要があります。

上記を踏まえ、地球環境に関する基本目標及び基本方針を次のように設定します。

地球環境

～ 基本目標 ～

小さなひとつひとつの取組みを、未来の地球環境につなげます

はじめは小さな取組みとしても、そのひとつひとつが積み重なり、やがては大きな地球環境の未来につながるということを意識した取組みを進めていきます。

(地域資源)

地球温暖化対策実行計画、再生可能エネルギー活用の推進など



グリーンカーテン（庁舎）



太陽光発電（庁舎）

～ 基本方針 ～

- ◆地球温暖化対策及び地球環境保全の推進
- ◆再生可能エネルギー・自然資源の利用

上記2つの基本方針について、展開すべき施策とそれに基づく市民、事業者の取組みを次頁以降に示します。

地球環境

【施策体系】

5-1地球温暖化対策及び地球環境保全の推進

- 地球温暖化対策の推進
- 省エネルギーの推進
- 地球環境保全への継続配慮

5-2再生可能エネルギー・自然資源の利用

- 再生可能エネルギーの活用
- 水の循環利用の推進

施策の進捗状況をみんな
で確認しましょう。

チェック項目！

- 異常気象が少なくなったと感じますか？
- 太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーを活用している施設や建物が
増えていますか？
- 雨水を活用した水循環施設のある施設や建物を見たことはありますか？

【施策の展開】

地球温暖化対策の推進

- エコカーなど、低燃費低公害で二酸化炭素排出量の少ない公用車の導入を進めます。
- エコドライブの普及啓発を図ります。
- 公共交通機関の利用啓発により、電車やバスの利用、及び自転車利用を促し、自家用車利用の抑制に努めます。

省エネルギーの推進

- 公共施設における省エネルギー化設備の導入や壁面緑化・屋上緑化などによる省エネルギー化を推進します。
- 未利用エネルギーの導入検討を進めます。
- エコメーターや省エネナビを貸し出し、エネルギーの消費を「見える化」することで省エネルギーを推進します。

地球環境保全への継続配慮

- 環境先進自治体との交流を推進します。
- インターンシップ*による環境行政への関わりなど、環境保全に関わる研修生の受け入れを行います。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○低燃費低公害で二酸化炭素排出量の少ない車利用に努めます。 ○自動車から、公共交通や自転車、徒歩による交通に移行するように努めます。 ○断熱材の使用、壁面緑化・屋上緑化などにより、住宅の省エネルギーに努めます。 ○節電、節水など、日常生活における省資源・省エネルギーの実践に努めます。 ○各家庭における省資源・省エネルギーを進めるため、環境家計簿を実践します。 ○省資源・省エネルギー型商品の選択・購入に努めるとともに、長期使用、再資源化を進めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○低燃費低公害で二酸化炭素排出量の少ない車利用に努めます。 ○自動車から、公共交通や自転車、徒歩による交通に移行するように努めます。 ○事業所や店舗などの新築・改築にあたっては、環境負荷の少ない建材などを利用した建物にするよう努めるとともに、設備の更新に際しては、省エネルギー型設備の導入に努めます。 ○生産活動、流通、販売・サービスなど、事業活動の各段階における省資源・省エネルギー化に努めます。 ○営業時間の合理化、広告照明や屋外照明の適正化に努めます。 ○省エネルギー診断*を利用して、ビルや工場の省エネ化に努めます。

【施策の展開】

再生可能エネルギーの活用

- 公共施設での太陽光発電システムの導入を推進します。
- 食品系、木質系廃棄物のバイオマス利用などの導入調査を行います。

水の循環利用の推進

- 公共施設における中水*利用のシステム導入の検討を行います。
- 雨水浸透ます*や透水性舗装*など、公共空間における雨水の地下浸透の推進を図ります。
- 雨水貯留施設*設置についての継続的な補助を行います。

【市民・事業者の取組み】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電、太陽熱利用など、再生可能エネルギーの活用に努めます。 ○再生可能エネルギーを利用した機器、設備等の導入を検討します。 ○雨水を貯めて散水などの中水として利用するなど、雨水利用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電、太陽熱利用など、再生可能エネルギーの活用に努めます。 ○再生可能エネルギーを利用した機器、設備等の導入を検討します。 ○雨水を貯めて散水などの中水として利用するなど、雨水利用に努めます。 ○雨水浸透ますや透水性舗装など、雨水の地下浸透に努めます。

この10年で重点的に取り組むこと

第4章 重点環境プロジェクト

第3章では、環境分野別の基本目標と主な施策を展開しました。

私たちが目指すべき環境像である“将来世代につなぐ環境文化都市・可児”を実現するためには、市民、事業者が中心となって環境に気づかう取組みを積み重ね、環境と共生したライフスタイルが日常的に送られていることが求められています。

本章では、それぞれの環境分野の施策の中でも、特に市民や事業者が中心となって「環境のブランディング」に取組み、生み出された「可児オリジナル」を市内外に発信しながら「環境まちづくり」を進めるとともに、これからの10年で市域の環境において最も重要である取組みを「重点環境プロジェクト」として取り上げました。

こうした性格から、「重点環境プロジェクト」は各施策の推進における“けん引役”であるとともに、「可児らしさ」のある社会システムへの発展や経済的効果が期待できます。

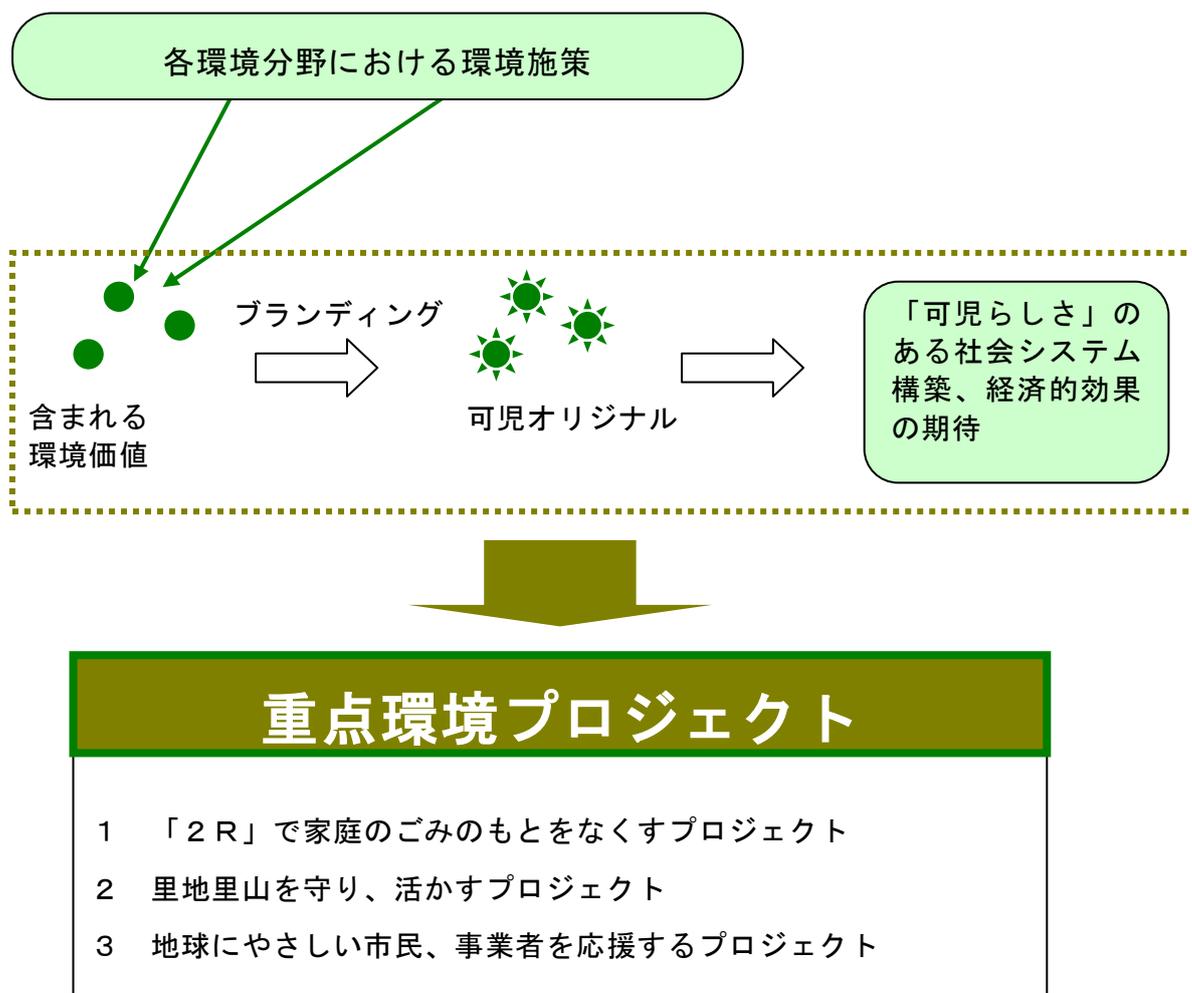


図 4-1 重点環境プロジェクトの考え方

1 「2R」で家庭のごみのもとをなくすプロジェクト

【背景】

本市では資源の循環について、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、リフューズを加えた「4R」として、独自性ある展開を図っています。

近年では、家庭から出されるごみを削減する上で、リユース、リサイクル以上に、エネルギーや資源の節約に効果があるリフューズ、リデュースの2Rが率先的に推進されてきています。

【プロジェクトの概要】

循環型社会の形成に向けて、本市で進める「4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）のうち、効果的であるとされる「リフューズ（必要のないごみになるものを断る、買わない）」と「リデュース（ごみを減らす、排出抑制）」の「2R」を重点的に進めることにより、家庭から出る「ごみのもととなるものをなくす」を目指すプロジェクトとします。

ここでは、次の3つのプロジェクトを展開していきます。

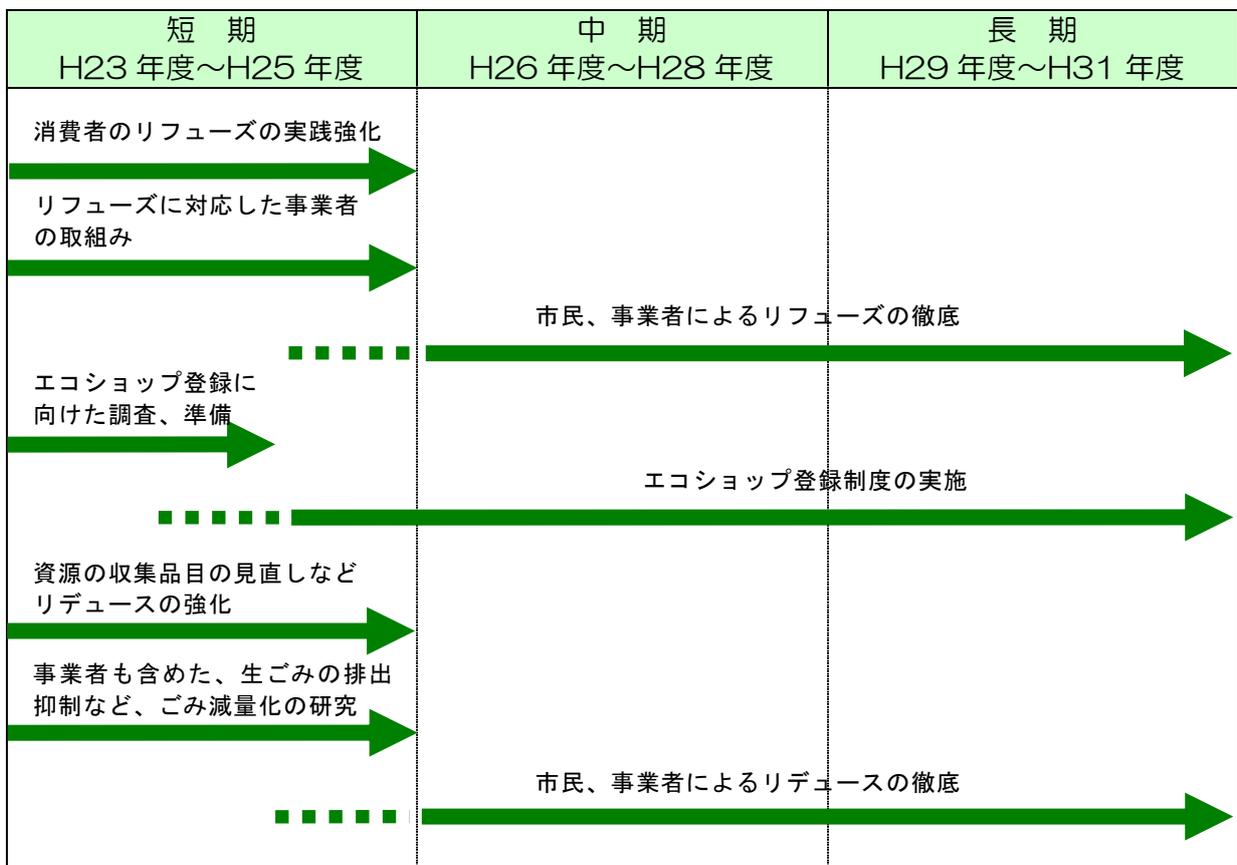
- ①市民、事業者が連携した「2R」運動の展開
- ②「ごみの発生抑制」につながる環境教育・学習の充実
- ③「2R」定着化に向けた啓発活動



【内容とスケジュール】

①市民、事業者が連携した「2R」運動の展開

近年、買い物時におけるマイバックの利用やレジ袋の受け取り辞退など、市民による自発的なリフューズが広がりつつあります。また、資源の分別収集やダンボールコンポストによる生ごみの排出抑制など、リデュースも盛んに行われています。ここでは、「2R」で家庭のごみのもとをなくすために、積極的に「2R」を取組むことを自ら宣言した店舗（エコショップ）を応援することで、市民の消費行動の中で、ごみのもとをなくす“まちづくり”を進めます。

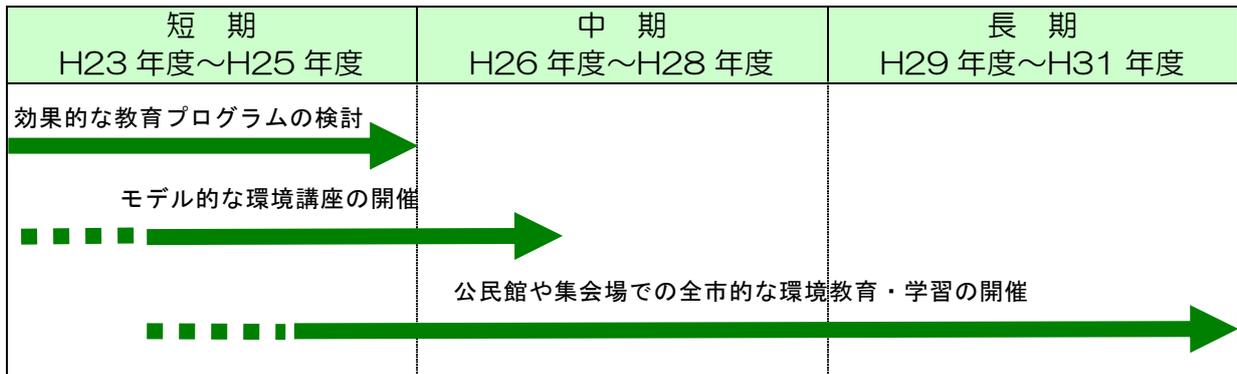


◆エコショップの取組み例

- ・マイバックの利用や簡易包装などを推進する小売店
- ・マイ箸やリターナブル箸を推進する飲食店
- ・ばら売り、計り売り、裸売りを推進する小売店
- ・このほか、各店舗の創意工夫による「2R」の取組み

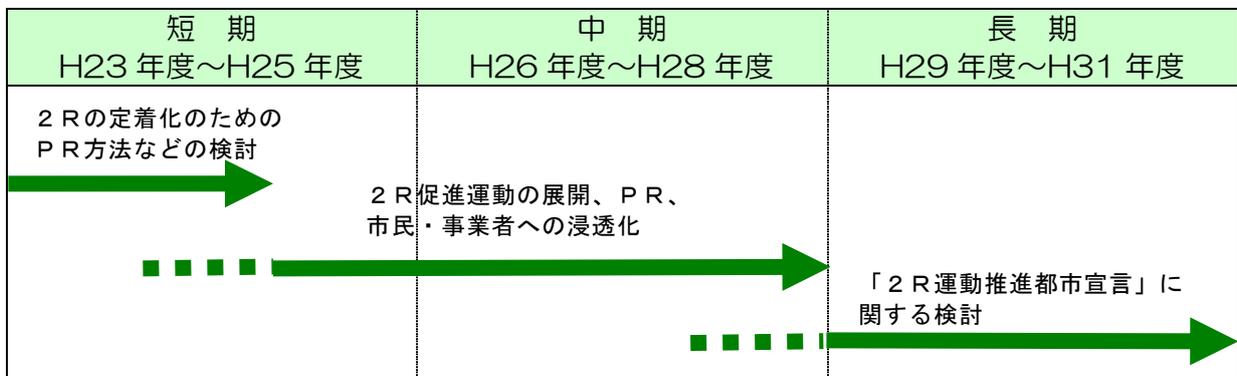
②「ごみの発生抑制」につながる環境教育・学習の充実

リフューズ、リデュースの「2R」を普及させるためには、市民、事業者のより高い環境意識の醸成が必要です。このため、市内の各所で「2R」を主体とした環境講座やイベントを定期的に行い、「ごみの発生抑制」につながる環境教育・学習を充実させます。



③「2R」定着化に向けた啓発活動

市民、事業者へ「2R」を定着させるためのPRなどの啓発活動を進め、全市的に「2R」が行われる「2R運動推進都市」を目指します。



【達成目標】

指標項目	単位	現状		目標	
		現状値	年度	目標値	年度
エコショップ登録店舗数	店	20	H21	100	H31
「2R」に関わる環境講座の数	回	3	H21	20	H31
一人一日あたりの生活系ごみの排出量	g	536	H21	500	H31

2 里地里山を守り、活かすプロジェクト

【背景】

本市には、鳩吹山などの良好な自然や、丘陵地に広がる里地里山などがあり、中には学術上貴重な自然や、昔から市民に親しまれているなど風致上重要な自然もあります。また、地域には農地や社寺林、学校林といった身近な緑も残されています。

市内では現在も、我田の森や鳩吹山などで様々な環境保全活動が行われていますが、フィールドの多くは民有地となっており、活動が制限されることもあります。良好な里地里山を維持するためには、人の手を入れることが必要であり、このため土地所有者の理解を得ながら、こうした活動を適切に進めていくことが重要となります。

【プロジェクトの概要】

可児の自然を代表する里地里山を保全するとともに、里地里山とまちなかの緑など、地域に残る緑の資源のネットワークを図ります。そして、それぞれの保全活動をネットワークすることにより、生物多様性の保全や市民が身近にふれることのできる自然を守りながら、活かしていくプロジェクトとします。

ここでは、次の3つのプロジェクトを展開していきます。

- ①「里地里山情報データベース」の創設
- ②里地里山の保全と活用の推進
- ③「里地里山」エコツーリズムへの展開



【内容とスケジュール】

①「里地里山情報データバンク」の創設

人手不足などにより放置されつつある里地里山を、里地里山の保全・整備を希望する土地所有者と保全活動に取り組む意欲のある活動団体や社会貢献活動を行おうとする企業等を結ぶ制度として、「里地里山情報データバンク」を創設します。広く市民に里地里山の存在や大切さを知ってもらうとともに、保全活動を高めるために活用していきます。また、里地里山が持つ資源の調査も併せて行います。



②里地里山の保全と活用の推進

里地里山の良好な環境を維持するには、人の手を入れ続けることが最も重要であると考えます。そのためには、「我田の森」や「鳩吹山」などで行われている既存の保全活動を充実させるとともに、新たな活動の拠点となる里地里山を市内各地に増やしていき、保全活動の認知度の向上を図ります。

また同時に、環境教育の場としての活用や産物を活かした環境産業への展開などを進めていきます。

- ◆環境産業への展開例
- ・農産物のブランド化、オリジナル商品の開発
 - ・剪定枝の堆肥化、木質ペレット化 など



③「里地里山」エコツーリズムへの展開

市内に点在する里地里山や緑のネットワーク化を図り、移動性動物の移動経路や繁殖の場を確保するとともに、エコツアー（自然とふれあう自然体験ツアー）など観光資源としても活用していきます。

将来的には、エコツーリズム（自然観光資源の保護に配慮しつつ、自然観光資源とふれあい、それらに関する知識及び理解を深めるための活動）へと発展させ、市内外の人に広く里地里山のすばらしさを伝えていくとともに、可児の環境を活かした産業としても展開していきます。



【達成目標】

指標項目	単位	現状		目標	
		現状値	年度	目標値	年度
「里地里山情報データベース」の登録情報数	件	—	H22	30	H31
里山保全活動のモデル事業の箇所数、面積	箇所	2	H22	6	H31
	ha	17.4		60	
エコツアーの実施件数	回	7	H22	10	H31

3 地球にやさしい市民、事業者を応援するプロジェクト

【背景】

地球温暖化問題は、地域を超えたグローバルな問題であるとともに、私たち一人ひとりの身近な取組みから始めることが必要です。

本市では、平成22年度に「可児市地球温暖化対策実行計画」を策定し、全市的な取組みの展開に着手したところです。地球温暖化対策は、この計画のみならず各種計画や様々な場面で取り組んでいくことが求められます。

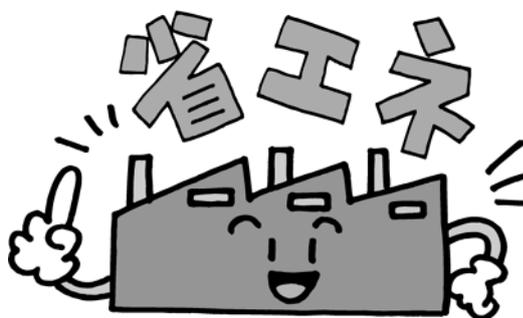
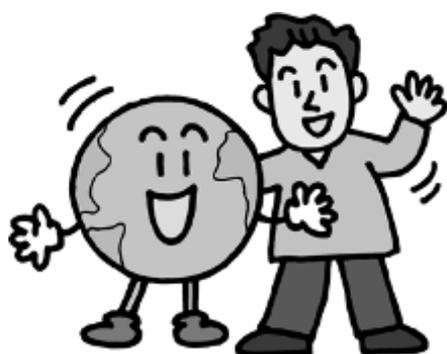
一方、地球温暖化問題が深刻化する状況から、市民、事業者の地球温暖化に対する関心は非常に高く、地域の環境保全活動などへの参加意向も高まりつつあります。

【プロジェクトの概要】

近年、ますます深刻化が懸念される地球温暖化への対策を進めるとともに、環境に対して熱心に取り組んでいる市民、事業者を支援するための仕組みづくりを推進するプロジェクトです。

ここでは、次の3つのプロジェクトを展開していきます。

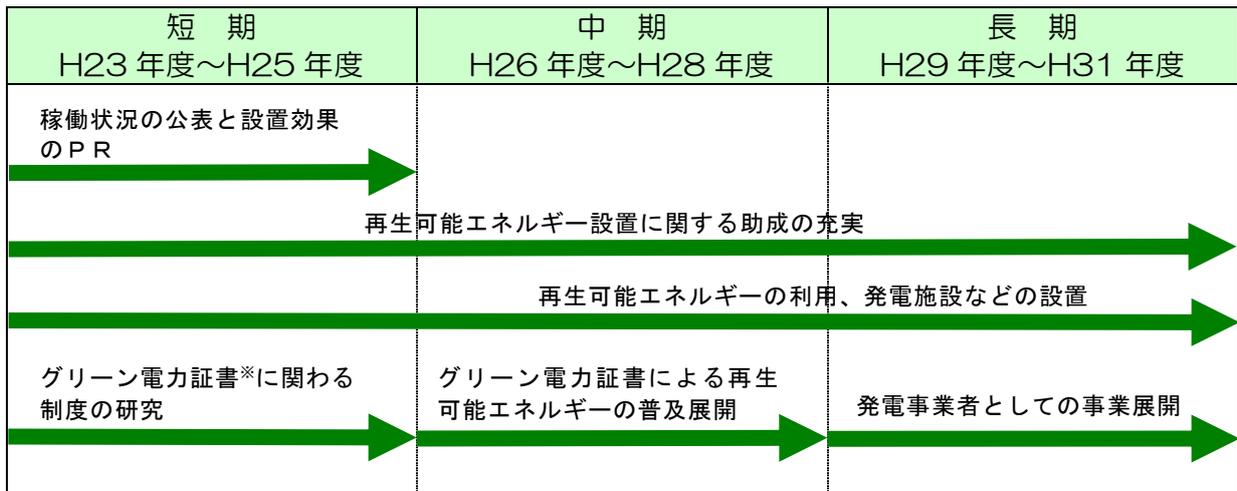
- ①再生可能エネルギー利用に関わる支援の実施
- ②省エネに取り組む市民、事業者への支援の実施
- ③支援体制の構築



【内容とスケジュール】

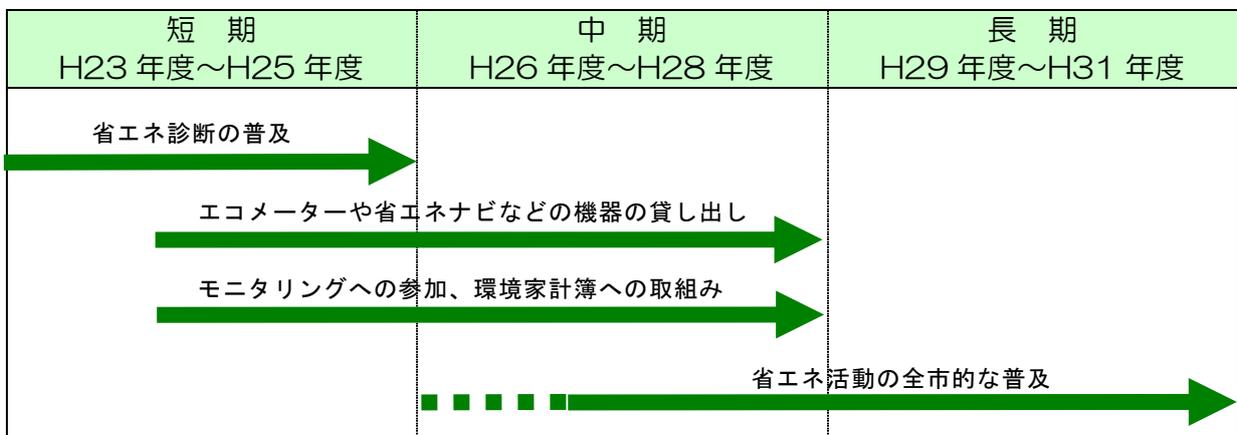
①再生可能エネルギー利用に関わる支援の実施

枯渇性エネルギー（石油、石炭）に代わる、新しいエネルギーとして、再生可能エネルギーが注目を集め、一般家庭や事業所において、再生可能エネルギー機器の導入なども進められてきています。ここでは、再生可能エネルギー設置に対する助成の充実などの支援を実施することにより、再生可能エネルギーのさらなる普及展開を図っていきます。



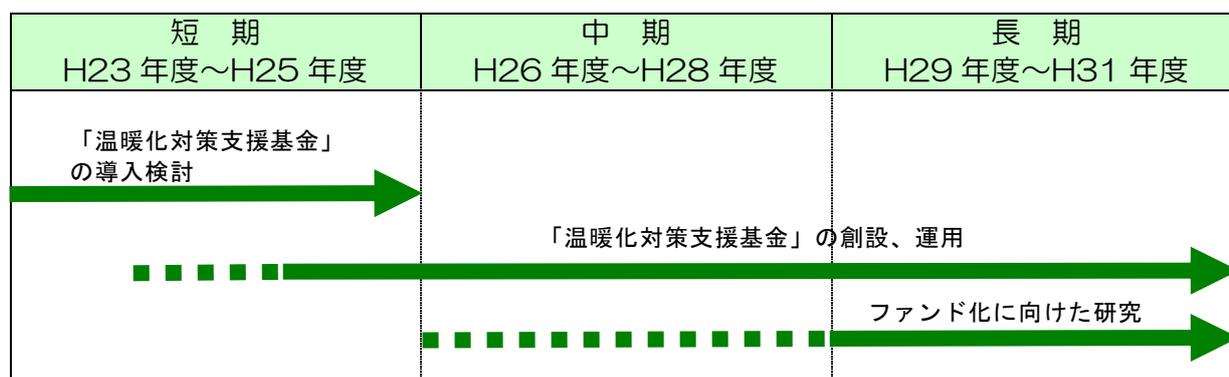
②省エネに取り組む市民、事業者への支援の実施

省エネは市民、事業者が日常生活や事業活動の中で、身近で手軽に行うことのできる地球温暖化対策です。ここでは、省エネに取り組む市民や事業者を支援することにより、さらなる省エネの普及拡大を図ります。



③支援体制の構築

地球温暖化対策を推進するための市民、事業者による推進組織の設置と、意欲的な市民、事業者の取組みを支援していくための市からの出資、市民、事業者からの寄付金などによる支援制度を創設するとともに、将来的にはファンド化に向けた検討を行います。



【達成目標】

指標項目	単位	現状		目標	
		現状値	年度	目標値	年度
公共施設における太陽熱・太陽光利用の状況	施設	11	H22	21	H31
省エネ診断の実施件数	件	—	H22	30	H31
省エネナビのサンプル数	件	—	H22	150	H31
温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	91.7万	H20	77.1万	H31



計画の推進に向けて・・・

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画に掲げた施策などを中心になって推進する組織として「(仮称)環境パートナーシップ・可児」を設立し、各種取組みの実行及び、本計画に掲げた施策や数値指標の進行管理を行うものとします。

また、市内での施策の調整や進行管理のため、情報提供機関として市内各課で横断的に検討する「(仮称)環境施策推進会議」を設立します。併せて、広域的な取組みが必要な施策については、国や県、その他の地方公共団体、NPOなどの市民活動団体とも協力しながら推進していくものとします。

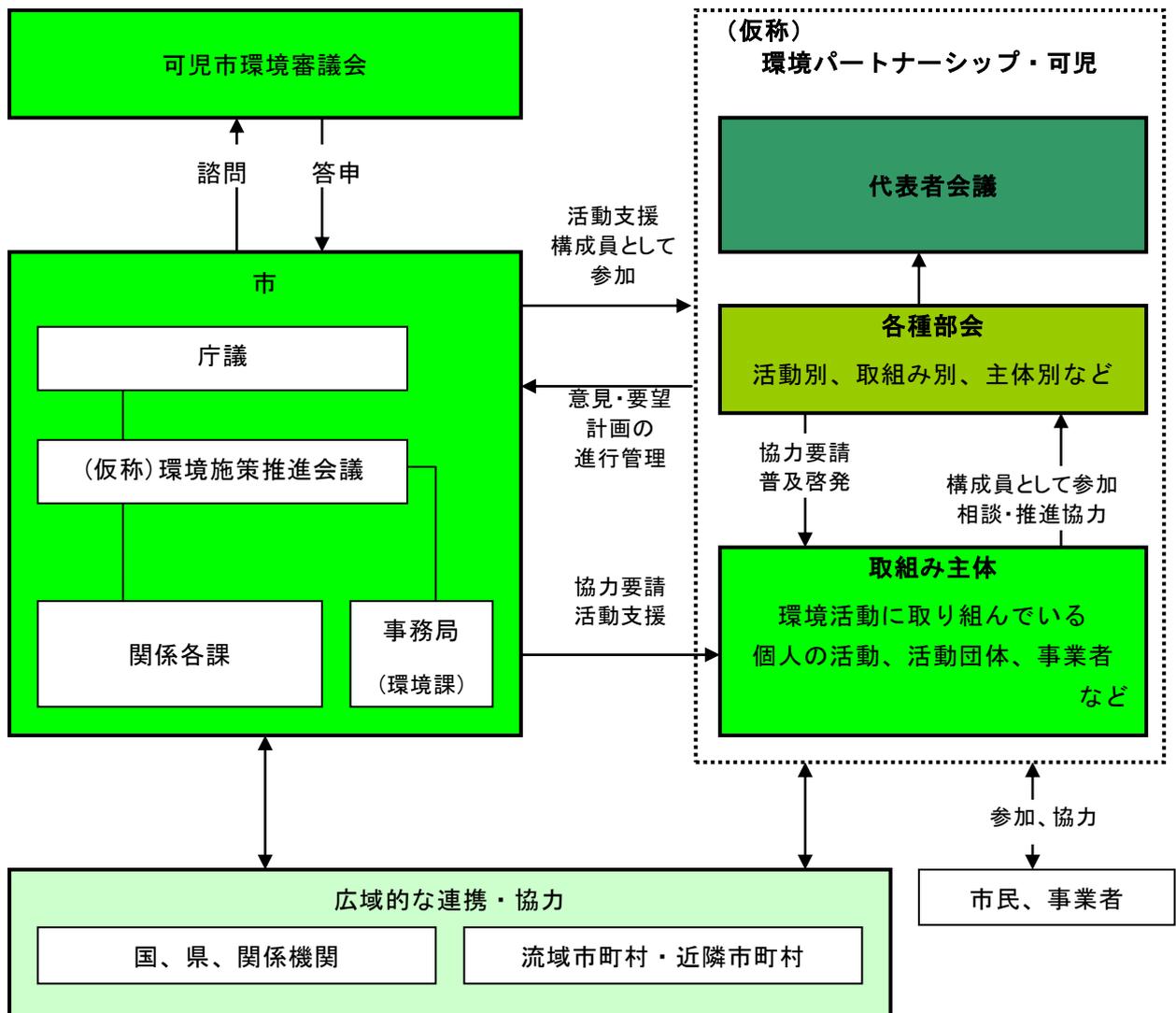


図 5-1 各組織、各主体の関係

2 計画の進行管理

計画の進行管理については、マネジメントシステムの考え方（PDCA サイクル[※]）を基本として、環境保全の取組みを継続して推進していきます。

◆計画（Plan）

行動目標を設定し、計画を策定します。

◆実施（Do）

計画に基づき、市民、事業者、行政が具体的な取組みを実施します。

◆点検（Check）

達成目標における現状と比較することにより進捗状況を確認するとともに、一般に公表し、市民及び事業者とのコンセンサス[※]を図ります。

市民、事業者の取組みについては、適宜アンケート調査を行うなどにより、把握します。

◆是正（Action）

点検結果に基づき、施策などの見直しや新たな取組みを検討します。

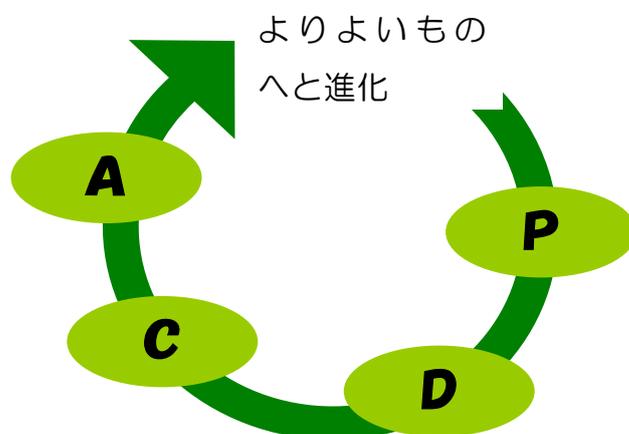


図 5-2 PDCA サイクルの概念

3 計画の見直し

本計画は 20 年後の平成 42 年（2030 年）を見据えながら、9 年後の平成 31 年（2019 年）までを計画対象期間としますが、今後の社会経済状況や技術革新、市民意識等の変化、新たな環境問題の発生などに弾力的かつ柔軟に対応し、施策や事業を見直すなど、的確で適正な計画の運用を図っていきます。

資料編

- 1 現計画の概要
- 2 可児市の環境の現状
- 3 アンケート結果概要
- 4 策定体制と策定経緯
- 5 用語説明

1 現計画の概要

(1) 策定年月

平成 12 年（2000 年）3 月。

(2) 計画の期間

現計画は、30 年後の平成 42 年（2030 年）を展望しながら、平成 13 年度（2001 年）からの第三次総合計画の目標年次との整合を図り、平成 22 年度（2010 年度）までの 11 年間に計画の期間としています。

(3) 基本理念

環境保全していく基本的な考え方として、以下の 5 つの基本理念を掲げています。

- ①環境保全につながるライフスタイルが当たり前となる市民文化をみんなで創ります[循環]
- ②自然や歴史的・文化的遺産など可児市固有の環境と共生していきます[共生]
- ③世代や立場を越えて環境に対する思いや願いを共有し、子どもたちや将来世代に継承していきます[持続]
- ④自らの行動と他地域との連携により、地球環境保全を進めます[連携]
- ⑤環境を正しく知り、理解し、行動し、広めていきます[協働]

(4) 目指すべき環境像 * 今回の改定でも踏襲します。

「将来世代につなぐ環境文化都市・可児」

～共に考え、行動する、環境に気づかう市民文化が息づく都市^{まち}の創造～。

(5) 基本目標

現計画では以下の6つの基本目標のもとに、それぞれ基本方針を定め、各種施策を展開しています。

- ①安全で安心して住み続けられるまちをつくります
- ②人と生物を育む自然を守り育てるまちをつくります
- ③快適でうるおいのあるまちをつくります
- ④環境への負荷が小さく持続可能なまちをつくります
- ⑤地球環境保全に貢献するまちをつくります
- ⑥市民・事業者・市が責任を持って環境保全に行動するまちをつくります

(6) スタートアップ事業

環境基本計画に、より実効性を持たせるため、市民が計画策定後すぐに取り組む実践行動を「スタートアップ事業」として計画の中に位置づけています。

市民会議からの提案を踏まえ、以下の11項目がスタートアップ事業として位置づけられています。

- ①ケナフの栽培と活用^(*)
- ②アイドリングストップ運動の展開
- ③環境家計簿運動の推進
- ④市民による水質調査^(*)
- ⑤可児市版のブルーリバー作戦
- ⑥可児の良さの再発見^(*)
- ⑦里山保全活動の組織づくり^(*)
- ⑧環境リーダーの育成
- ⑨生ごみのリサイクルシステムづくり^(*)
- ⑩資源回収システムづくり^(*)
- ⑪買い物バッグ運動の推進

(*) はワーキンググループ^{*}による活動事業

2 可児市の環境の現状

(1) 概況

○人口など

- ・本市は岐阜県の南部に位置し、面積は 87.6km²、北部は平坦で市街地が広がり、南部は丘陵地で県下最大級の工業団地、住宅団地やゴルフ場が点在しています。
- ・市の西部には標高 313.5m の鳩吹山、北端部には木曽川、中央部には東西に可児川が流れています。
- ・昭和 40 年代後半から名古屋都市圏のベッドタウンとして大規模な住宅団地が形成され、人口が急激に増加しました。その後も人口は増加傾向にありましたが、平成 20 年 11 月からは減少に転じています。

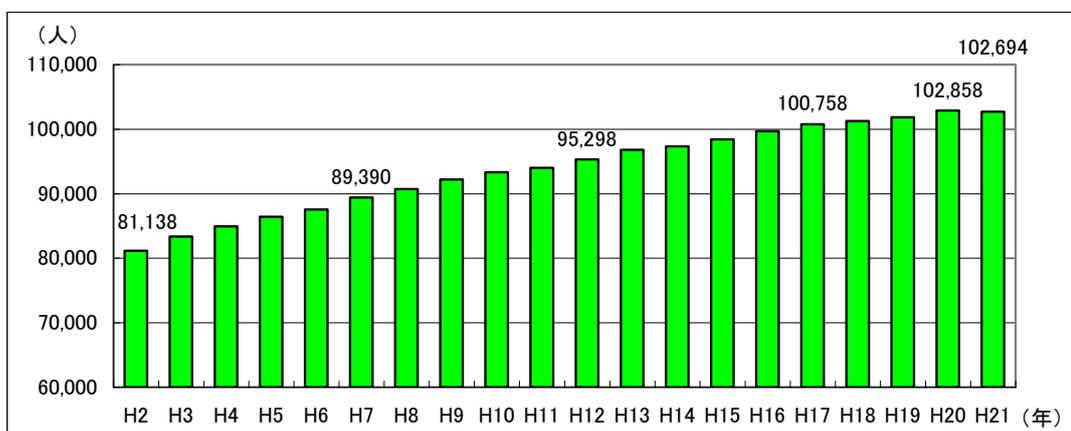
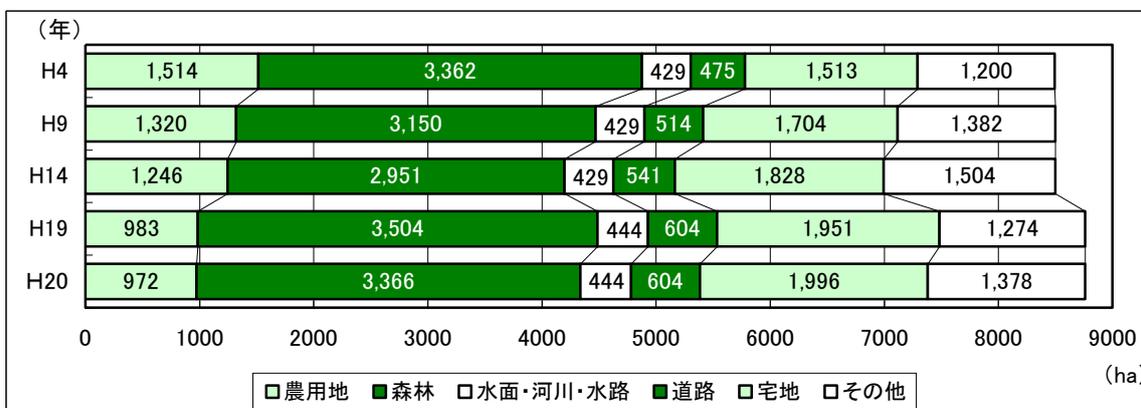


図 6-1 人口の推移 (旧兼山町含む) 資料:「可児市の統計」

○土地利用

- ・土地利用の推移をみると、宅地は増加傾向ですが、農用地は減少しています。丘陵地などの森林も、住宅団地等の開発などにより、減少傾向にあります。



資料:「岐阜県統計書」
※H19 は旧兼山町合併により、全体面積が増加しています。

図 6-2 土地利用の推移

(2) 自然環境

○植 物

- ・ 植生は、全体的には、アラカシやヤブツバキなどの暖帯性の植物が優占しますが、コナラ、アベマキなどの落葉広葉樹の二次林やアカマツを主とする二次林が多くみられます。
- ・ 本市内においては、1,438種^(*)の植物が確認されており、湿地を中心としたミカワバイケイソウ、ミミカキグサ、トウカイコモウセンゴケ、などの特徴的な植物や、ヒトツバタゴ、ハナノキ、ヘビノボラズなどの地域固有の貴重な植物も自生しています。
- ・ 天然記念物に指定されているサクライソウ自生地や鳩吹山のシデコブシ自生地など貴重な種の生育地も有しています。
- ・ 一方で、アレチウリ、オオキンケイギク、などの特定外来生物の生育も確認されています。

○動 物

- ・ 本市には哺乳類 28 種、鳥類 146 種、爬虫類 15 種、両生類 14 種、魚類 27 種、昆虫類 2,496 種^(*)が生息しています。
- ・ 木曾川では特別天然記念物であるオオサンショウウオが確認されることもあり、里山などの雑木林ではギフチョウ、湿地・湿原ではヒメヒカゲ、ヒメタイコウチなどの貴重種の生息も確認されています。
- ・ 一方で、アライグマやヌートリア、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギルなどの特定外来生物の生息も確認されています。

(*) は可児市史（第四巻自然編）による

○自然とのふれあいの場

- ・ 日本で最初に造られたロックフィルダムのため池である小淵ため池や、飛騨・木曾川国定公園に指定されている兼山瀨、日本ライン下り発祥の地である可児川下流域自然公園などの公園、鳩吹山頂上からの雄大なパノラマが自慢の鳩吹山遊歩道など、市民が自然とふれあえる場が整備されています。

(3) 快適環境

○歴史・文化的資源

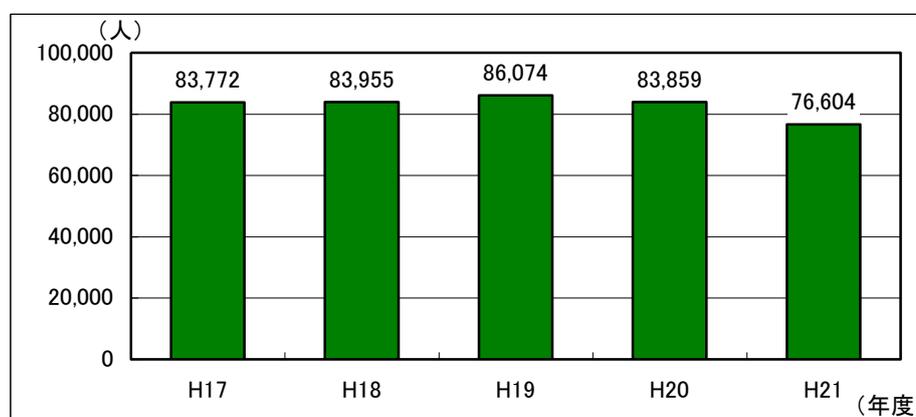
- ・長塚古墳（国指定史跡）や史跡泳宮、明智光秀出生地の明智城址（長山城跡）、森蘭丸出生地の金山城跡、兼山湊跡など、多くの歴史・文化的資源があります。
- ・東部の丘陵は志野、織部を代表とする桃山茶陶の発祥の地として名高く、明治まで美濃焼きの主要生産地となっており、市内各所には古窯群が残されています。

○公園・緑地

- ・花フェスタ記念公園、可児市運動公園など 19 箇所、103ha の都市公園及び緑地があります。

○公共交通

- ・鉄道、バスのほかに、市で運営するコミュニティバスがあります。
- ・市のコミュニティバス（さつきバス）は現在、全6路線を6台のバスで運行しており、2台は車椅子に乗ったまま利用できるリフト付き車両となっています。
- ・コミュニティバス（さつきバス）の年間利用者数は、平成19年度をピークに減少傾向となっています。

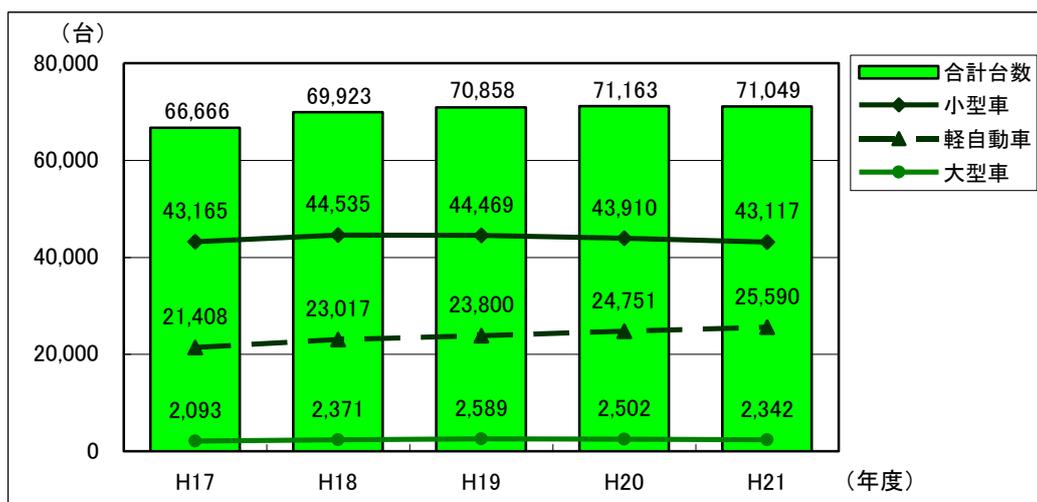


資料:「可児市の統計」

図 6-3 コミュニティバス（さつきバス）の利用状況

○自動車利用

- ・市内の自動車登録台数は、平成17年度から平成19年度まで増加傾向にあったものの、以降は横ばい傾向となっています。車種別では小型車、大型車はほぼ横ばいですが、軽自動車は増加傾向にあります。
- ・市役所では、平成11年より公用車にハイブリッド自動車を導入しており、現在10台を所有しています。



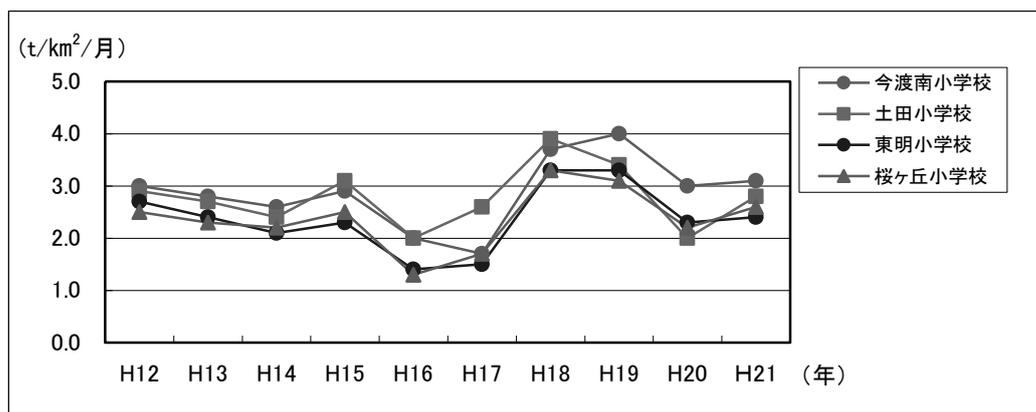
資料:「可児市の統計」

図 6-4 自動車登録台数の推移

(4) 生活環境

○大 気

- ・市内における大気汚染観測結果によると、過去5年間、二酸化硫黄及び二酸化窒素ともに環境基準に適合しています。
- ・降下ばいじんは、増加傾向にあったものが、平成20年には減少に転じ、以降は横ばい傾向となっています。

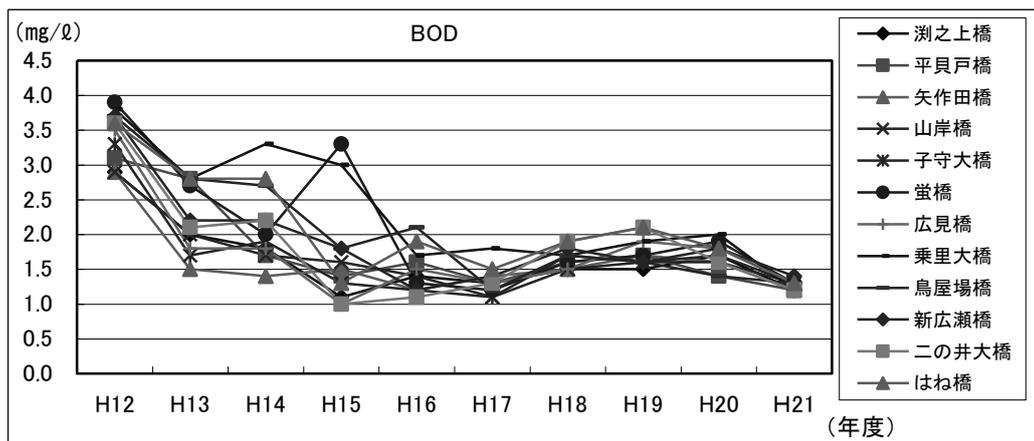


資料:「可児市の環境」

図 6-5 降下ばいじんの推移

○水 質

- ・可児川における水の汚れの指標となる BOD（生物化学的酸素要求量）の経年変化をみると、全体的には改善傾向にあります。
- ・可児川の支川（10 河川）は環境基準の類型指定は受けていませんが、平成 21 年度の調査における BOD は、すべての支川において 3.0mg/l を下回っています。



注1) 可児川上流の環境基準は、B類型流域で、BOD3mg/l以下です。
 注2) 可児川下流の環境基準は、C類型流域で、BOD5mg/l以下です。
 注3) 凡例の上から鳥屋場橋までが上流、新広瀬橋以下が下流に分類されます。

資料:「可児市の環境」

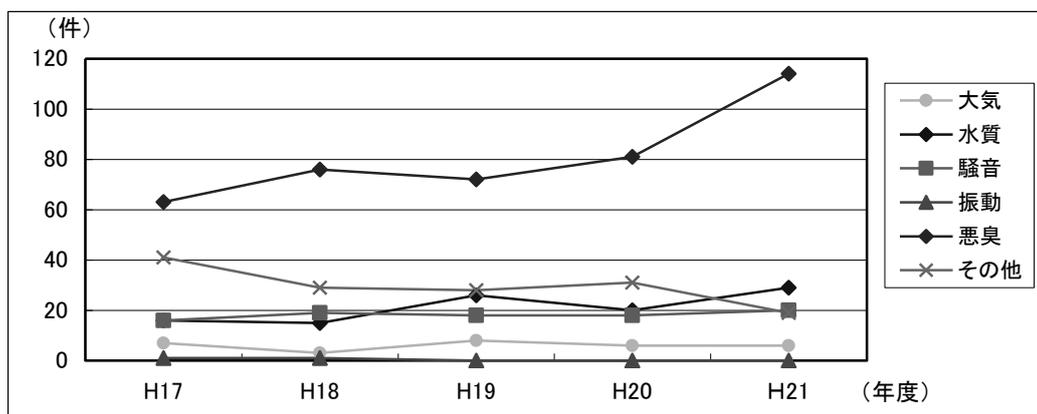
図 6-6 可児川における BOD の推移

○下水道

- ・本市の下水道は、平成元年度に久々利地区において特定環境保全公共下水道が供用開始されて以来、流域関連公共下水道、農業集落排水施設（今・塩河・長洞地区）により下水道整備を進めており、平成 21 年度末では下水道計画区域の約 77.8%が整備済みとなっています。
- ・下水道計画区域外については、可児市合併処理浄化槽設置事業により、合併処理浄化槽の普及を図っています。

○苦情件数

- ・苦情件数の推移を見ると、悪臭による苦情が年間 60～80 件前後と突出しており、平成 21 年度には 120 件程度まで増加しています。
- ・工場や事業所など事業活動に起因する公害苦情は近年減少してはいますが、生活雑排水からの悪臭やごみの焼却など日常生活から生じる苦情は増加傾向にあります。



資料:「可児市の環境」

図 6-7 苦情件数の推移

(5) 廃棄物、資源

〇ごみ

- ・本市のごみ総排出量は、平成 21 年度で 30,770 t（集団回収量含む）となっており、平成 18 年度以降は減少傾向となっています。

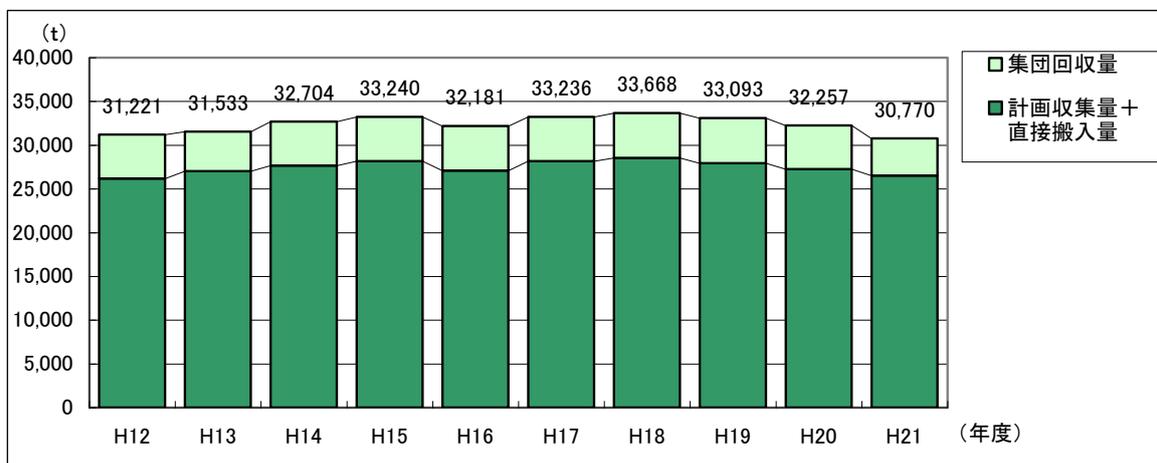


図 6-8 ごみ総排出量の推移

資料：環境課

- ・市民一人一日あたりのごみ排出量については、生活系、事業系を含めた全体量は平成 21 年度で 912g となっており、うち生活系ごみが 536g と約 6 割程度を占めています。
- ・推移を見ると、ほぼ横ばいとなっていますが、県平均よりは低い値で推移しています。

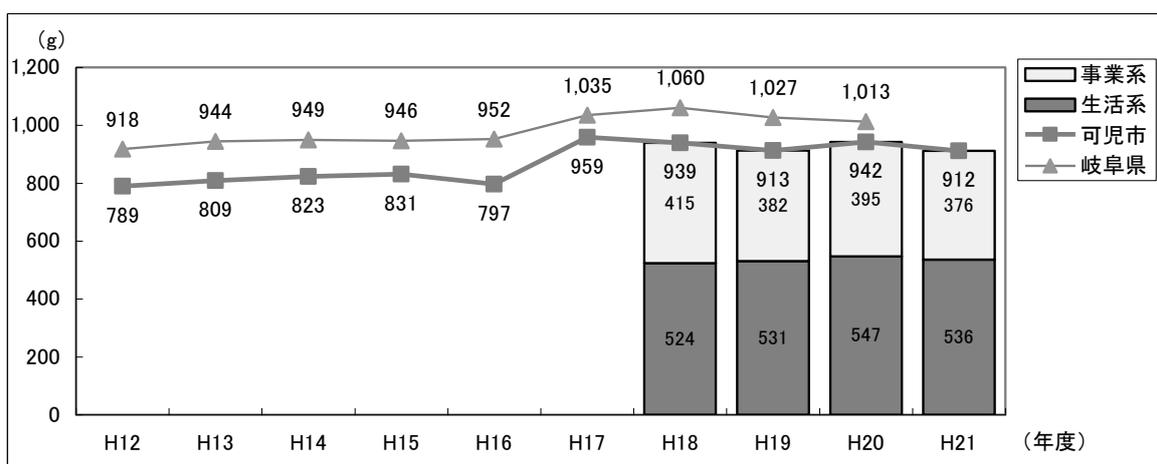
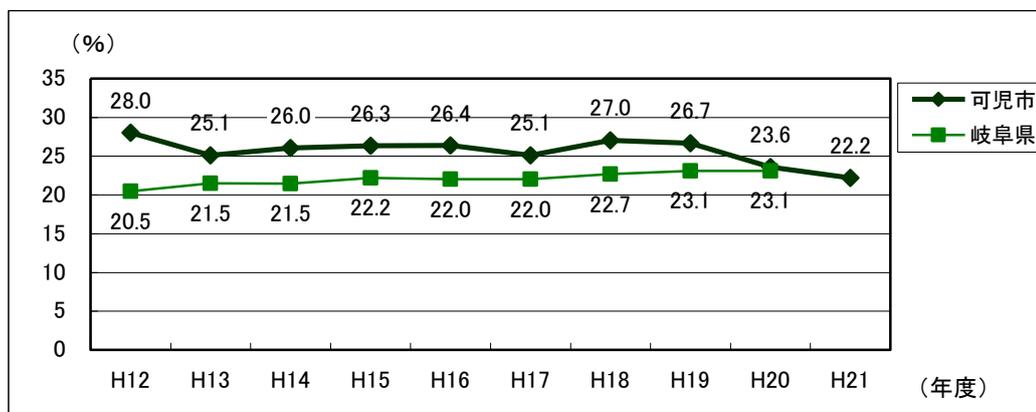


図 6-9 一人一日あたりごみ排出量の推移

資料：環境課

○リサイクル

- ・リサイクル事業の一環として、平成 11 年 4 月から総合会館分室駐車場において、可児市生活学校主催の「市民リサイクルステーション」が開設され、平成 18 年 12 月には可児工業団地内に全天候型リサイクルステーション「可児市エコドーム」が完成しました。エコドームは平成 21 年 4 月より市の直営となり、ボランティア団体と市の委託業務によって運営されています。
- ・ごみの分別収集の実施及びリサイクルステーションの開設により、リサイクル率は平成 18 年度から横ばい傾向が続いています。平成 20 年度時点では、県とほぼ同程度となっています。
- ・また、本市では、循環型社会を構築するため、微生物の働きでごみを堆肥に変えるイーエムボカシの普及をはじめ、ごみ減量推進業務委託、資源集団回収団体に対する助成、ごみ堆肥化処理容器（コンポスト容器）、機械式ごみ処理機及び枝葉粉砕機の購入に対する助成等により、減量・再資源化に努めています。



注)リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100
資料:「一般廃棄物処理実態調査」

図 6-10 リサイクル率の推移

(6) 地球環境

○エネルギー使用量

- ・ 電力使用量、水道使用量はともに増加傾向にあったものが、平成 20 年度には減少傾向に転じています。都市ガス使用量は平成 19 年度に大幅に増加しましたが、平成 20 年度は微増となっています。
- ・ このうち、主に家庭で用いられる電灯需要は H20 は減少しましたが、家庭用都市ガスの使用量は増加傾向にあります。

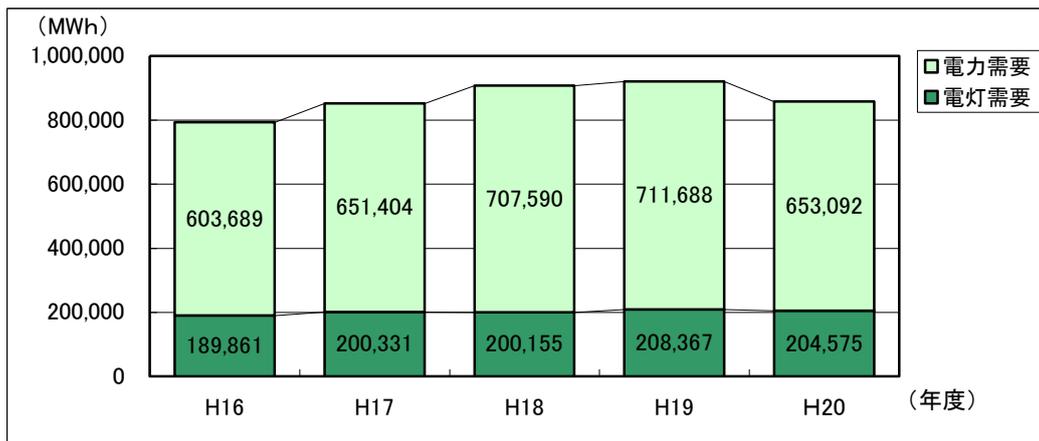


図 6-11 電力使用量の推移

資料:「可児市の統計」

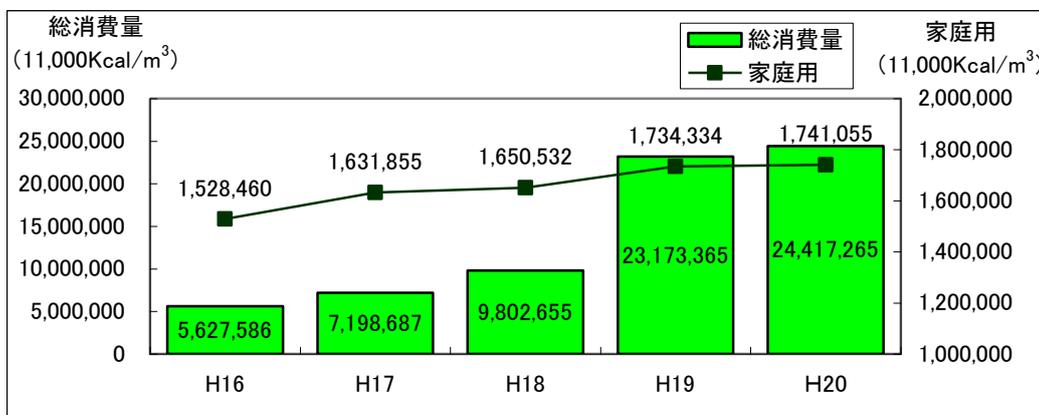


図 6-12 都市ガス使用量の推移

資料:「可児市の統計」

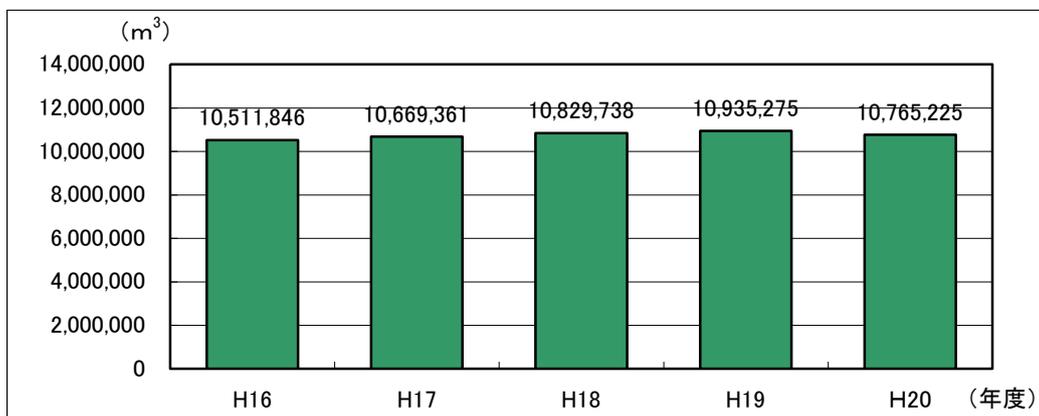


図 6-13 水道使用量

資料:「可児市の統計」

○再生可能エネルギー

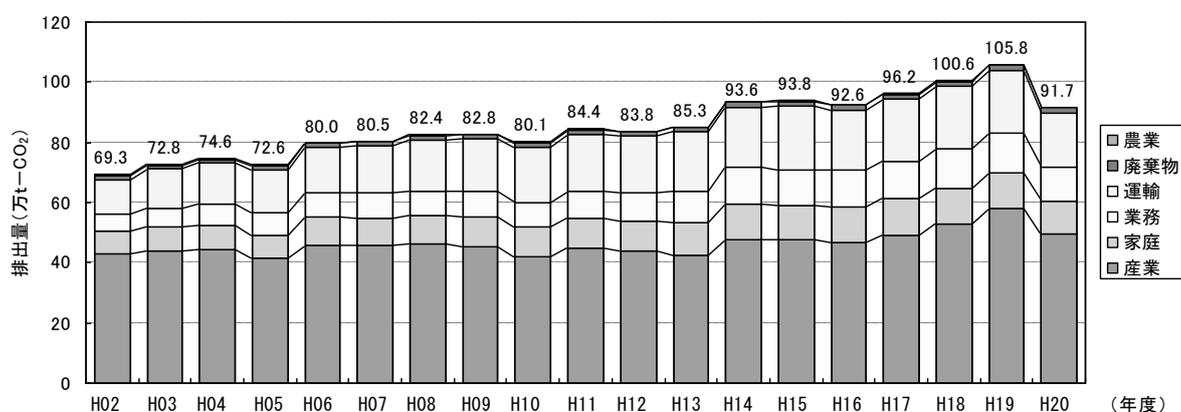
- ・本市では、公共施設等において太陽光発電施設などを設置し、再生可能エネルギーの活用を推進しており、市役所庁舎、小中学校や公民館など 11 施設、計 180 kWの発電が行われています。

表 6-1 公共施設等における再生可能エネルギー施設導入状況

区分	施設名称	発電量
教育施設	兼山小学校	10kW
	旭小学校	30kW
	広見小学校	10kW
	中部中学校	10kW
	蘇南中学校	10kW
公共施設	文化創造センター	20kW
	学校給食センター	30kW
	老人福祉センター福寿苑	20kW
	可児市役所 庁舎	20kW
公民館	帷子公民館	10kW
	中恵土公民館	10kW
合計		180kW

○温室効果ガス排出量

- ・本市の温室効果ガス排出量は、平成20年度で91.7万t-CO₂となっています。
- ・その推移を見ると増加傾向となっており、基準年（平成2年度）の約1.3倍にまで増加しています。



資料：「可児市地球温暖化対策実行計画」

図 6-14 温室効果ガス排出量

(7) 活動・協働

○可児市環境フェスタ

- ・市民による6つのワーキンググループを中心に、市民団体、事業所、行政が実行委員会を組織し、毎年「可児市環境フェスタ」を開催しています。
- ・平成21年度には33の参加団体の環境保全への取組み紹介などを行い、2日間で1,672人が来場しました。また、環境フェスタイベントでは可児川の一斉清掃とごみの実態調査を行い、5箇所を拠点に1,618人が参加しました。

○カワゲラウォッチング&一斉水質調査

- ・身近な川にすむ水生生物や水質を調べることにより川の汚れを知り、生活スタイルを考えるきっかけづくりとして、カワゲラウォッチングと市内8箇所の一斉水質調査を行っています。平成21年度は66人が参加しました。
- ・また、市内の小中学校の総合的な学習で行う水質調査や生物調べにも積極的な支援を行っており、平成21年度は7校へ講師派遣などの支援を行っています。

○環境講座

- ・ワーキンググループによる講座が実施されており、平成21年度には28回実施しました。
- ・また、夏休みや週休日を使い、親子参加の体験型環境講座を開催しています。

○出前講座

- ・小中学校や市民の環境教育・学習を支援するため、要請のあった団体へごみ・リサイクル、地球温暖化、川の水質や生物などをテーマに講師派遣を行っています。

○こどもエコクラブ

- ・環境省の「こどもエコクラブ事業」とし、子どもたちの自主的な環境活動を支援しています。平成21年度は2クラブ30人の登録がありました。

○流域連携

- ・可児川の流域連携として、瑞浪市と御嵩町、並びにその地域で活動する事業者及び市民団体等と「松野湖と可児川を美しくする会」を組織し、水質浄化の啓発と水源である松野湖の清掃活動を実施しています。

○啓発活動

- ・『広報かに』紙上でコラム「環境にやさしい生活術」を掲載し、エコライフの呼びかけを隔月で行いました。また、ケーブルテレビの市の番組内で啓発を行いました。
- ・環境月間にあわせ、「環境にやさしい生活展」を市役所1階ロビーにおいて実施しました。

3 アンケート結果概要

環境基本計画の改定にあたり、可児市の環境の現況や今後の環境づくりの進め方及び、将来の本市の環境に関する意見・要望を把握するため、アンケート調査を行いました。その調査概要を、以下に整理します。

○調査概要

- ・調査時期：平成 21 年 10 月
- ・調査方法および回収率：下表のとおり

表 6-2 調査方法および回収率

区分	配布数	回収数	回収率	配布回収方法
一般市民	1,000	427	43%	郵送
事業者	200	102	51%	郵送
小学生(6年生)	957	366	38%	学校で配布
保護者(6年生)	957	363	38%	郵送にて回収
合計	3,114	1,258	40%	

(1) 一般市民意識調査

- ・日常生活の中で関わる「環境」に関して、満足度が高いものは「自然の緑の豊かさ」、「田畑など農地の緑」、「住宅地の緑の豊かさ」などで、比較的的自然環境については満足度が高い傾向がうかがえました。

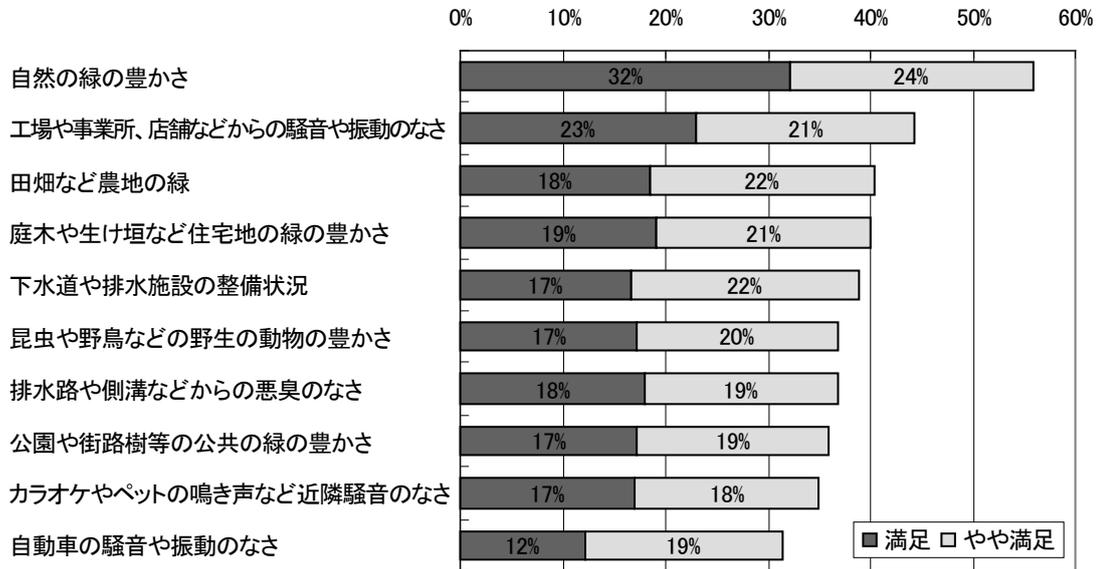


図 6-15 満足度の高い項目

- ・一方で、不満度が高いものは、「空き地など雑草の管理」「空き缶やタバコの投げ捨て」など、街なかの美観などが不満が高い傾向がうかがえました。
- ・また、「都市としての風格、賑わい」など、まちづくり全体に関わる要素に対しても不満度が高い傾向にあります。

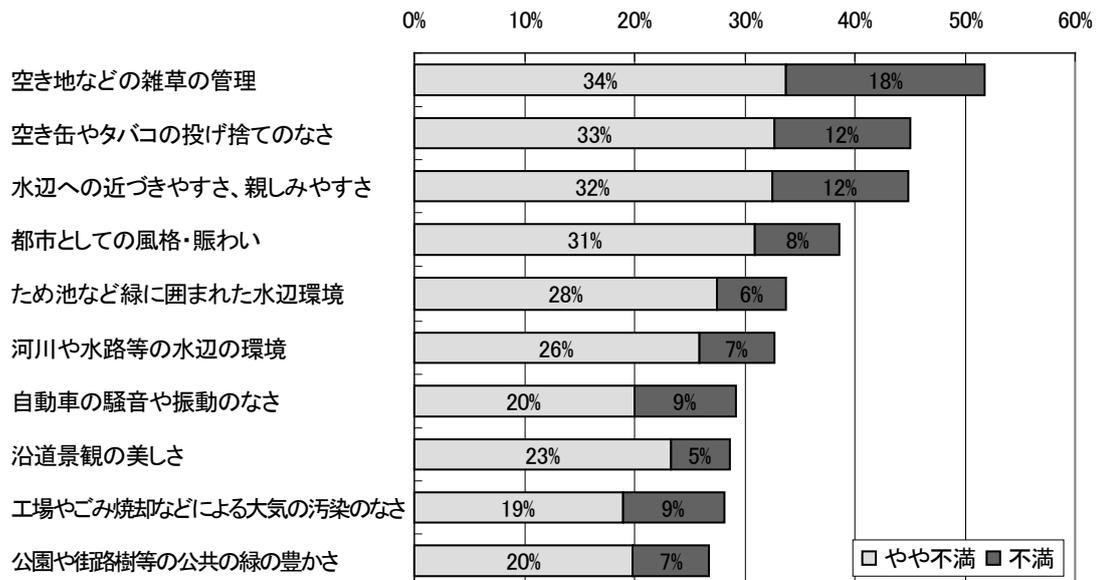


図 6-16 不満度の高い項目

- ・山林の保全と都市的開発との関係については、約 7 割がこれ以上開発を行わず山林を保全していくことを望む傾向がうかがえました。

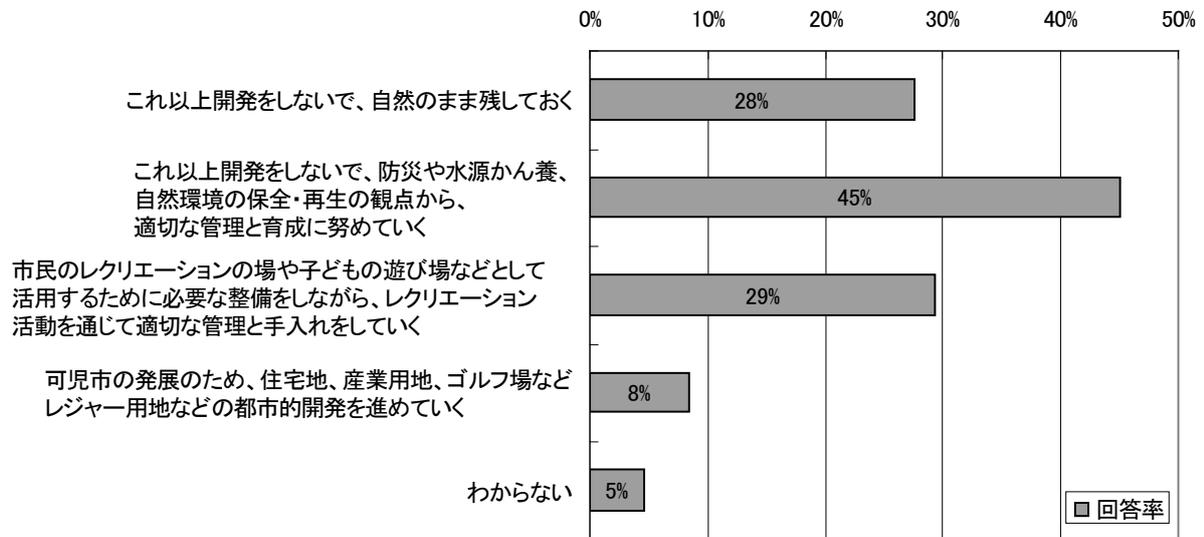


図 6-17 山林の保全と都市的開発との関係

- ・将来に残していきたい可児市の環境資源については、「きれいな水」が最も回答率が高く、次いで「澄んだ空気」となっています。

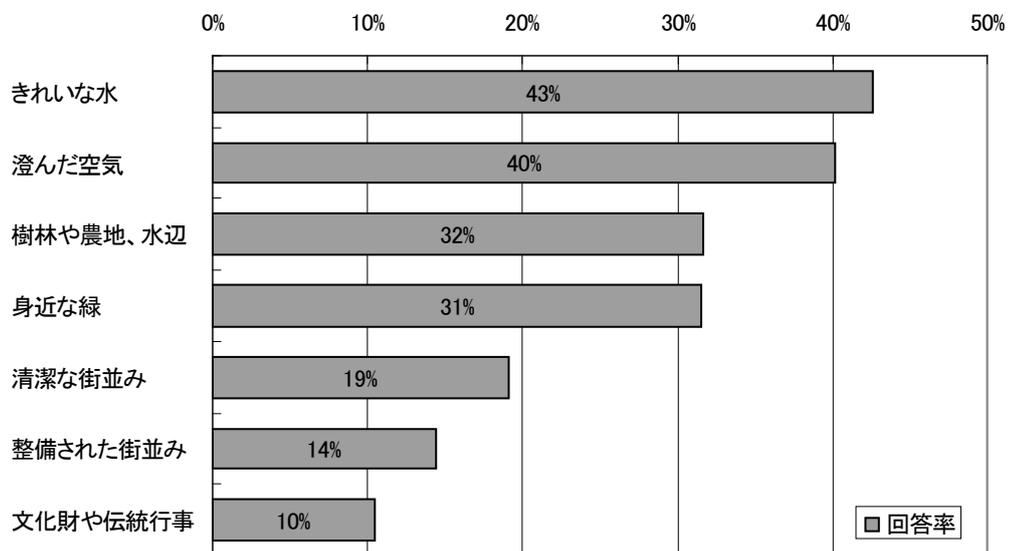


図 6-18 将来に残していきたい可児市の環境資源

- ・環境に対する取組みとして、「空き缶やごみなどのポイ捨てをしない」「レジ袋をもらわないなど」は、日常的に取り組みられていることがうかがえました。

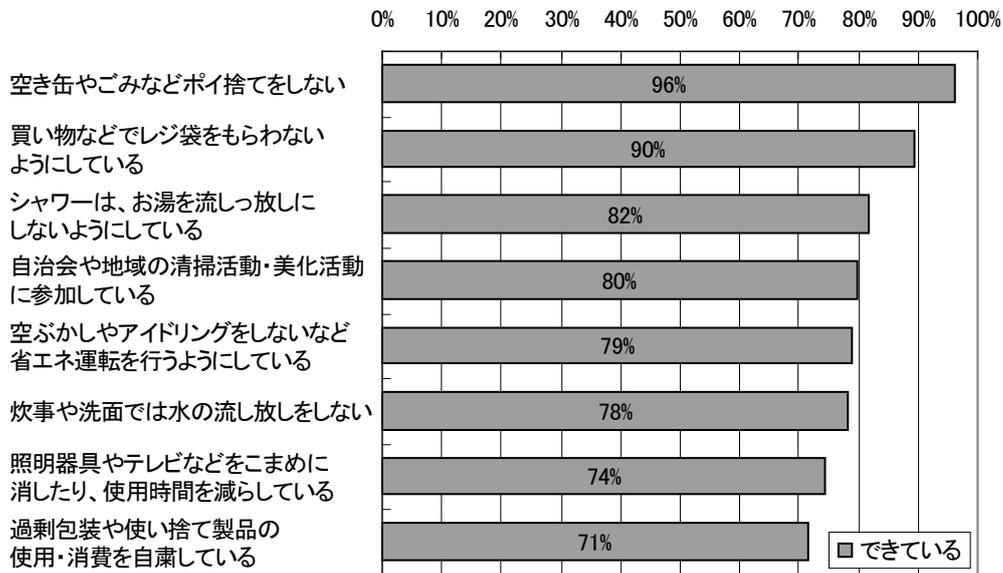


図 6-19 取組みのできている項目

- ・一方、取り組まれていない項目では「環境家計簿の活用」「地域の観察会や見学会への参加」などが高いですが、これらに対する情報が適切に行き渡っていない状況も推察されます。

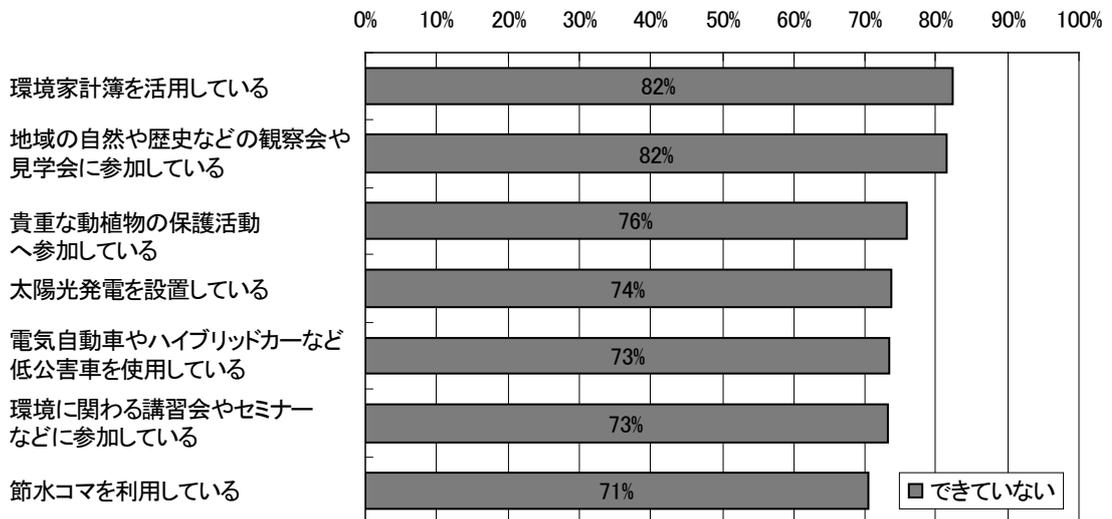


図 6-20 取組みのできていない項目

- ・関心のある環境問題については、最も関心が高かったのは「地球温暖化」、次いで「ごみの減量とリサイクル」「自動車による大気汚染、騒音」などとなっています。
- ・一方、「環境ホルモンなど化学物質による環境問題」は関心が低くなっています。

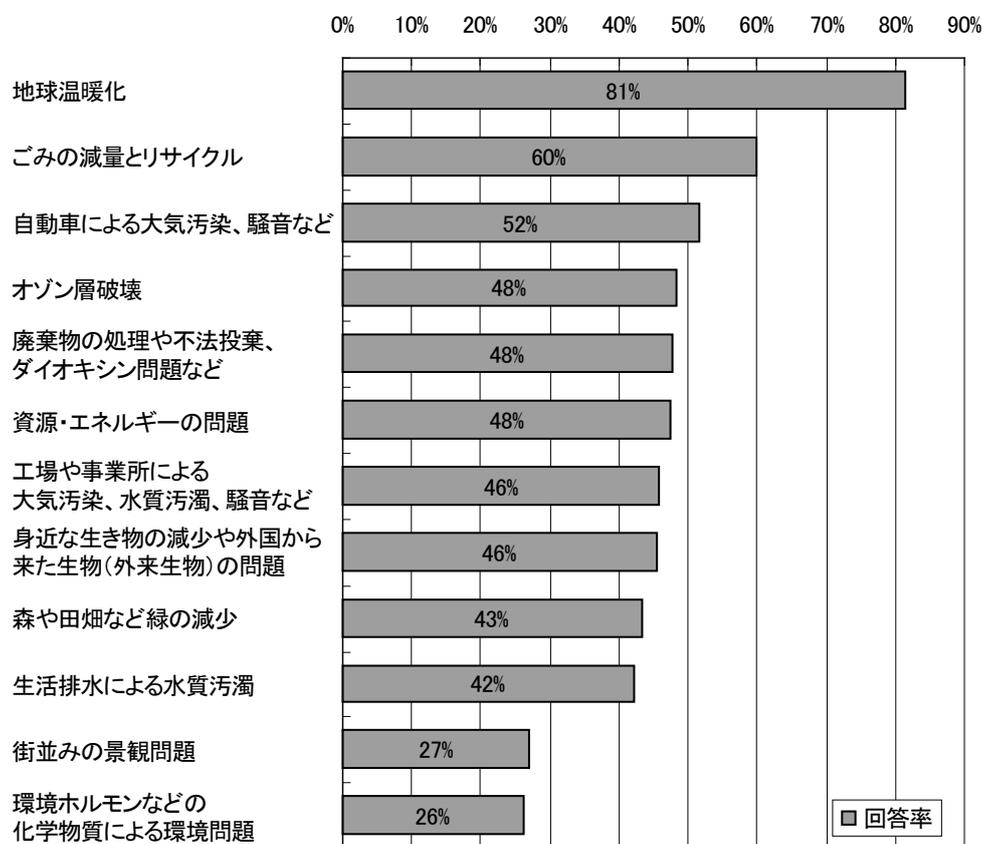


図 6-21 関心のある環境問題

- ・今後の環境保全活動等への参加意欲では、「機会があれば参加してみたい」が4割以上を占めており、高い参加意向がうかがえました。
- ・また、時間的な制約などにより参加できない人の割合も高く、このあたりの事情を踏まえた取組みや活動を展開することで、さらなる参加が期待できます。

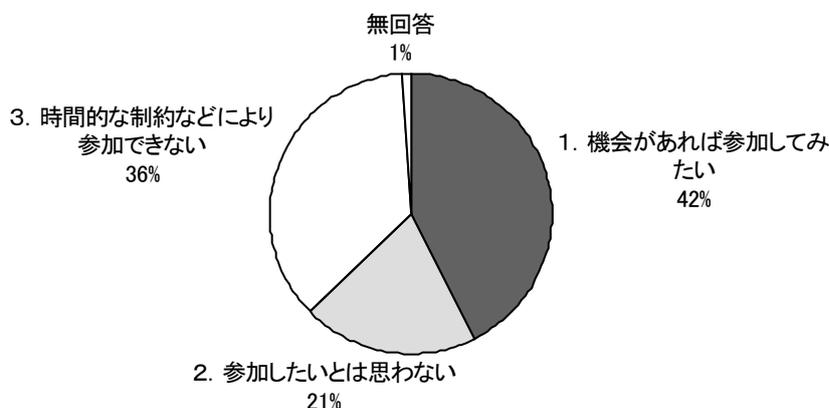


図 6-22 環境保全活動等への参加意欲

(2) 事業者意識調査

- ・ 周辺環境との調和を図るために配慮していることについては、「敷地内や建物の緑化」が最も高く、次いで「清掃・美化活動などの地域づくりへの積極的参加」となっていました。

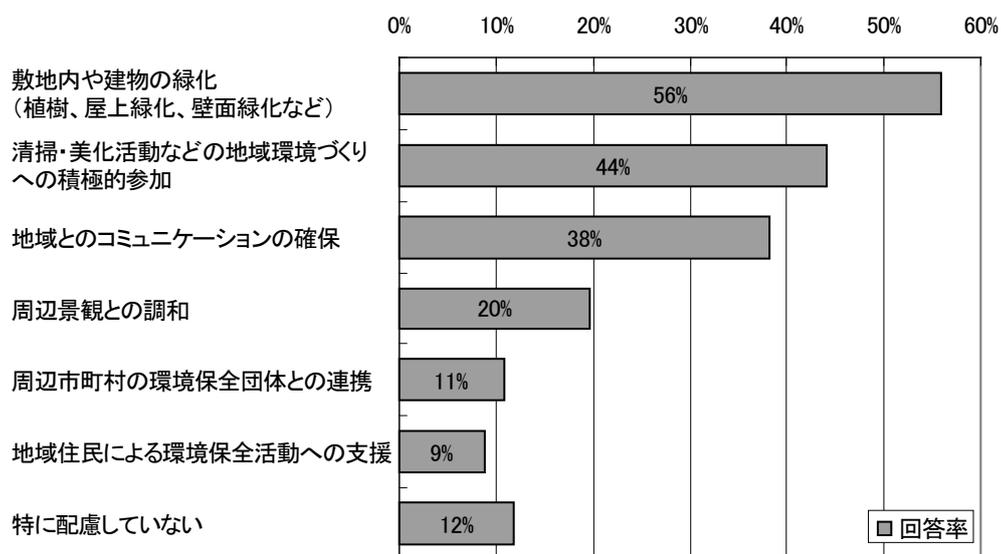


図 6-23 周辺環境との調和を図るために配慮していること

- ・ 経済成長と環境保全の関係については、ほぼ大半の事業者が「調和を図りながら取り組んでいくべき」と回答しています。

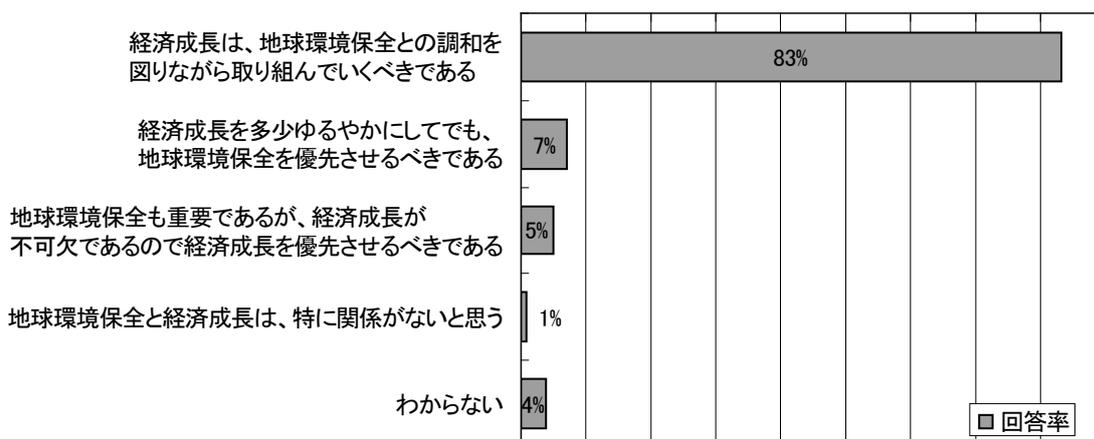


図 6-24 経済成長と環境保全の関係について

(3) 小生意識調査

- ・学校までの通学路で自然が感じられるところについては、田んぼや竹藪、山、川などが上位に挙げられており、身近な自然と感じていることがうかがえました。

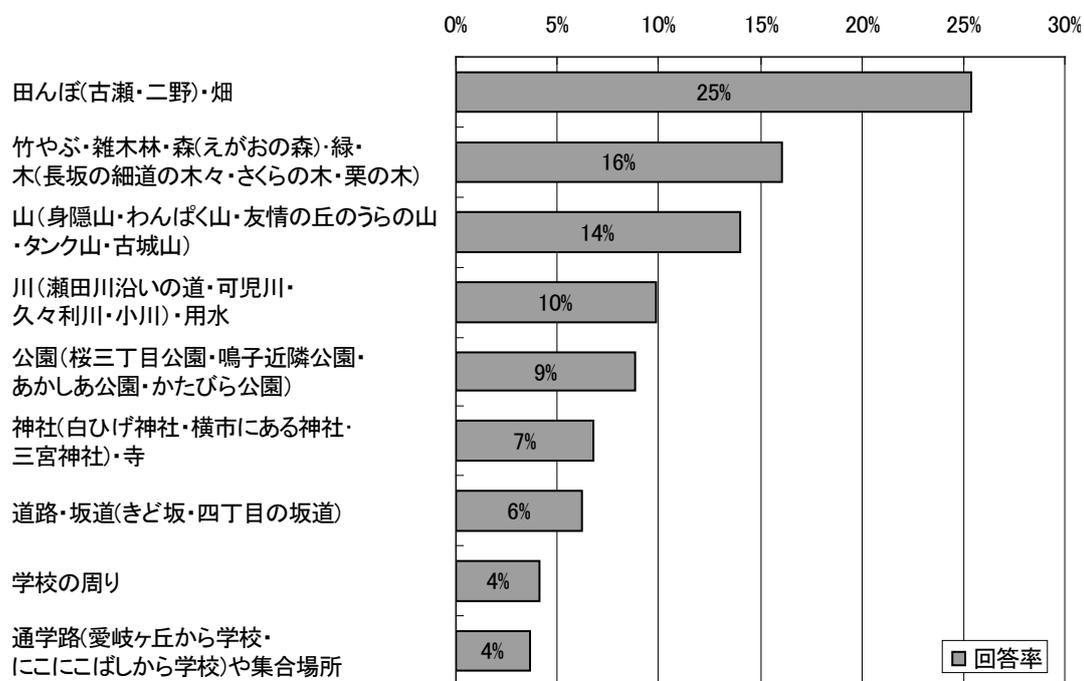


図 6-25 通学途中で自然が感じられる場所

- ・将来の可児市のイメージについては、「自然が多く空気や水のきれいなまち」が最も多く、半数以上を占めていました。

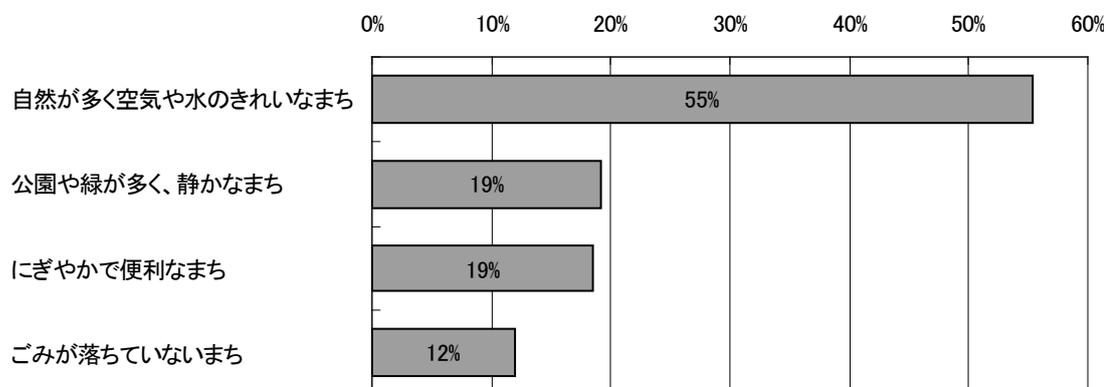


図 6-26 将来の可児市のイメージ

4 策定体制と策定経緯

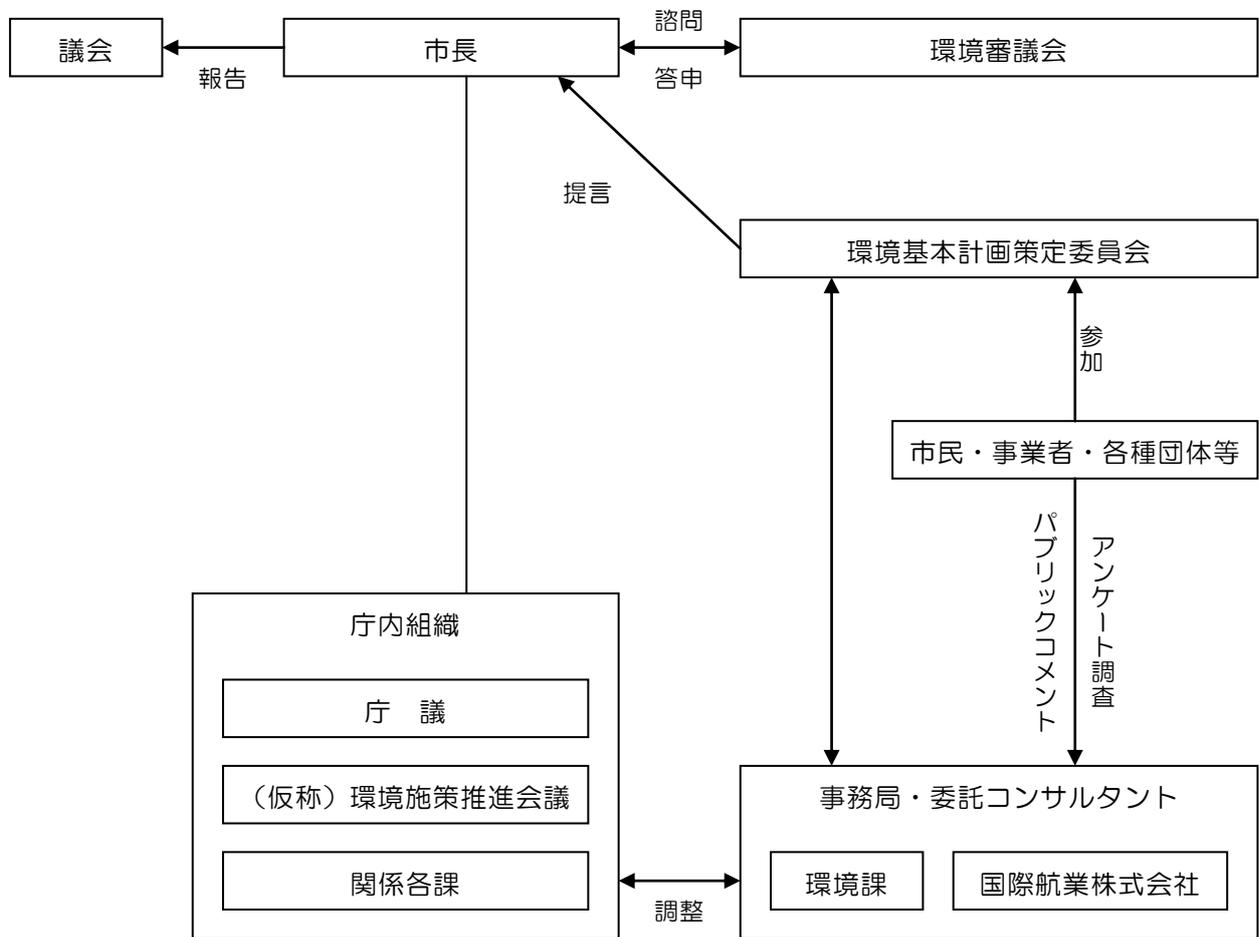


図 6-27 環境基本計画策定体制

表 6-3 環境審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

NO.	氏名	所属団体等
1	◎安藤 誠紀	可児市自治連絡協議会会長
2	市原 壽	株式会社総合保健センター 代表取締役社長
3	上野 進	可児警察署 生活安全課長
4	大坪 敬明	中濃振興局 環境課長
5	奥谷 一勝	可児市文化財審議会会長
6	加納 進	めぐみの農業協同組合 可児地域本部 営農経済部長
7	神谷 智之	中学校教諭
8	河崎 典夫	市民委員
9	岸野 富子	可児商工会議所 女性会会長
10	栗栖 啓臣	市民委員
11	田上 恵子	岐阜県廃棄物適正処理監視モニター
12	田中 昭一	可児漁業協同組合 代表理事組合長
13	田中 俊夫	可茂施設利用組合 総務課長
14	林 佐代子	可児市生活学校代表
15	藤岡 正迪	(協)岐阜県可児工業団地管理センター 専務理事
16	堀井 省治	可児市農業委員会会長
17	丸山 英子	市民委員
18	○森杉 雅史	名城大学都市情報学部 准教授
19	吉田 猛志	可児商工会議所 環境委員会副委員長
20	渡邊 昇	(財)岐阜県環境管理技術センター 副理事長兼専務理事
計 20人 (要綱定数 20人以内)		

◎は会長、○は副会長

(平成 23 年 2 月 9 日改定(案)答申時)

(前任者)

NO.	氏名	所属団体等	任期
1	酒向 健治	中濃振興局 環境課長	平成 22 年 3 月 31 日まで
2	佐光 祐次	可児商工会議所 環境委員会委員長	平成 22 年 10 月 31 日まで
3	豊吉 常晃	ささゆりクリーンパーク所長	平成 22 年 3 月 31 日まで
4	平田 総	可児警察署 生活安全課長	平成 21 年 9 月 30 日まで

表 6-4 環境基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略・50音順)

NO.	氏名	所属団体等
1	安藤 和夫	めぐみの農業協同組合 可児本部 地域組織課長
2	岩田 健司	市民委員
3	奥村 幸生	可児市自治連絡協議会 副会長
4	◎小池 聡	名城大学都市情報学部 教授
5	小林 司朗	小林工業株式会社 代表取締役
6	杉山 善則	株式会社テクマ 取締役
7	田上 元子	市民委員
8	田中 敏雄	市民委員
9	成田 由記子	可児市PTA連合会 母親委員長
10	西田 尚司	株式会社エーワンパッケージ 本社工場長
11	野口 州彦	市民委員
12	福岡 淳次	株式会社ヨシツヤ Yストア可児店長
13	藤井 信子	生ごみエコサークル 代表
14	○村上 哲生	名古屋女子大学家政学部 教授
15	山口 昭美	鳩吹山ともの会
計 15人 (要綱定数 15人以内)		

◎は委員長、○は副委員長

表 6-5 策定経緯

年	月 日	内 容	
平成 21 年	6 月 4 日	第 1 回可児市環境審議会 ・策定経緯及び今後のスケジュール等説明	
	9 月中旬～ 10 月上旬	関係各課（関係 20 課）ヒアリング ・施策のチェック項目の進捗状況について	
	10 月 1 日～ 10 月 31 日	環境に関するアンケート調査 ・一般市民、事業者、小学生及び保護者に対して	
	11 月 9 日	ワーキンググループヒアリング調査 ・スタートアップ事業における現況及び課題などワーキンググループ 6 グループに対してヒアリングを行う	
	12 月 9 日 12 月 10 日	関係各課（関係 11 課）ヒアリング ・施策の達成度等について	
平成 22 年	1 月 25 日	第 3 回可児市環境審議会 ・策定状況及び今後のスケジュール等報告	
	5 月 12 日	第 1 回可児市環境基本計画策定委員会 ・現計画の概要、改定に向けた基本方針（案）及びスケジュール等	
	7 月 6 日	第 2 回可児市環境基本計画策定委員会 ・改定のポイント、環境像・基本目標・基本方針の見直しについて	
	7 月 21 日	第 1 回可児市環境審議会 ・可児市環境基本計画改定について（諮問）	
	8 月 31 日	第 3 回可児市環境基本計画策定委員会 ・基本方針の見直し（案）について、主な施策（案）について	
	10 月 5 日	第 4 回可児市環境基本計画策定委員会 ・主な施策及び各主体の役割（案）について、数値指標（案）について	
	10 月 8 日	第 2 回可児市環境審議会 ・可児市環境基本計画（案）について	
	10 月 19 日	第 5 回可児市環境基本計画策定委員会 ・主な施策及び各主体の役割（案）について、計画書の構成（案）について	
	11 月 26 日	第 6 回可児市環境基本計画策定委員会 ・可児市環境基本計画（案）について、重点環境プロジェクトについて	
	12 月 15 日	第 7 回可児市環境基本計画策定委員会 ・可児市環境基本計画改定版（案）について	
	平成 23 年	1 月 18 日	可児市環境基本計画策定委員会より市長へ提言
		1 月 28 日	第 3 回可児市環境審議会 ・可児市環境基本計画改定版（案）について
2 月 9 日		可児市環境審議会より市長へ答申	
2 月 14 日		庁議決定	

環第 123 号
平成 22 年 7 月 21 日

可児市環境審議会
会長 安藤 誠紀 様

可児市長 山田 豊

可児市環境基本計画の改定について（諮問）

可児市環境基本計画は、2000 年（平成 12 年）に策定され 2030 年（平成 42 年）を展望しながら、2010 年（平成 22 年度）までを計画期間としており、現計画の基本理念を基に、近年の環境を取り巻く動向や市民意識調査の結果を踏まえ、市の特性に応じた豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策等をより一層推進していくため改定するものです。

本計画の改定にあたり、可児市環境基本条例（平成 11 年可児市条例第 17 号）第 7 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づきご審議賜りたく、ここに諮問します。

平成 23 年 2 月 9 日

可児市長 富田 成輝 様

可児市環境審議会
会長 安藤 誠紀

可児市環境基本計画の改定について（答申）

平成 22 年 7 月 21 日付け環第 123 号をもって本審議会に諮問のありました可児市環境基本計画の改定について審議しました結果、別添のとおり答申します。

なお、目指すべき環境像の実現に向けて、市民、事業者と連携して推進する母体づくりを早期に進めるとともに、市民生活や都市環境そのものが、市の有する地域資源を日常生活や経済活動などの暮らしの中に活かしていくような「市民運動」として展開される取組みの推進を要望します。

平成 23 年 1 月 18 日

可児市長 富田 成輝 様

可児市環境基本計画策定委員会
委員長 小池 聡

可児市環境基本計画の改定について（提言）

可児市環境基本計画の改定にあたり、平成 22 年 4 月に市民、事業者、学識経験者から広く意見を求めることを目的に可児市環境基本計画策定委員会が設置され、同年 5 月 12 日に委員 15 名が可児市長から委嘱を受けて、基本計画改定素案について延べ 7 回の会議を 7 ヶ月にわたって開催し、検討・協議を重ねてまいりました。

この度、協議内容を取りまとめましたので、提言いたします。

本計画案では、現計画に示されている「基本理念」、「目指すべき環境像」はそのまま引き継ぐこととし、昨今の社会経済情勢や市民ニーズの変化をふまえ、環境の現状における課題を、今後のまちづくりを進めていく上で考えた場合に、どのような施策を展開していくべきかなどを具体的に示しております。取りまとめに際しては、各委員が市民の視点で積極的に意見を出し合い、精力的に議論を交わしました。本書は、そこで交換された様々な意見を集約したものであります。

市長、環境審議会におかれましては、この提言内容を「市民の意見」として重く受け止めていただき、環境審議会での審議や可児市環境基本計画の改定に、誠実に反映されることを強く要望いたします。

5 用語説明

用語	説明
イ インフラ整備	・インフラ＝インフラストラクチャーのことで、インフラ整備とは道路、公園、下水道、公共施設などを整備することです。
インターンシップ	・学生が一定期間企業などで研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度のことです。
ウ 雨水浸透ます	・雨水を資源として有効活用することを目的とした、住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる装置（集水ます）のことです。
雨水貯留施設	・雨水を一時的に貯留したり、地中に浸透させることにより、集中的に雨水が流出することを防ぐ施設のことです。雨水の有効活用を図るために、家庭で簡単に降った雨を蓄えることのできる雨水貯留槽なども含まれます。
エ 援農	・一般的には、農作業労働を手伝い、助けることですが、本計画では特に、農業自体や生産状況の理解のため、消費者自らが農作業を体験することとしています。
オ 温室効果ガス	・大気（地球を取り巻く気体）を構成する気体で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称です。京都議定書において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が削減対象となっています。
カ 環境産業	・環境汚染防止や環境負荷低減技術及び製品（装置製造、技術、素材、サービスの提供）、資源有効利用（装置製造、技術、素材、サービスの提供、建設、機器の据え付け）に関わる産業のことです。環境ビジネスと言うこともあります。
キ 休耕田	・政府の減反政策や、後継者不足で、水田としては機能させない田圃のことです。なお、米の代わりに畑として利用している場合でも、本来の水田として機能していなければ、休耕田と呼ばれることもあります。
ク グラウンドワーク	・住民・企業・行政がパートナーシップを組み、地域環境の改善を通して経済および社会の再生を図り、持続可能な地域社会を構築することを目的とした活動のことです。
グリーン 電力証書	・風力や太陽、バイオマスなど、環境への負荷が小さい自然エネルギーにより発電された電気をグリーン電力と言いますが、その電力の環境負荷価値を、取引可能な証書にしたものをグリーン電力証書と言います。
コ 荒廃遊休農地	・1年以上にわたって農作物の栽培が行われておらず、かつ、今後、農地所有者などの農業経営に関する意向、農地の維持管理（草刈り、耕起など）の状態からみて農作物の栽培が行われる見込みのない農地のことです。
コンセンサス	・意見の一致、合意のことです。
サ 再生可能 エネルギー	・自然エネルギー（太陽、風力、水力エネルギーなど）や未利用エネルギー（廃棄物、下水熱、工場排熱エネルギーなど）といった再生可能なエネルギーで、枯渇性エネルギー（石油、石炭など）に代わるエネルギーのことです。
シ 循環型社会	・製品や商品を消費した後で残る廃棄物を資源として再使用や再利用したりすることで、新たな資源の受入を抑えたり、廃棄する量を最小限にし、その廃棄物も環境への負荷が少ないものへ変えるなど、極力環境に配慮した経済社会のことです。
しょう 省エネルギー診断	・（財）省エネルギーセンターによる事業で、ビルや工場などに省エネの専門家が伺い、現地ヒアリングなどによる診断を行い、その結果を診断報告書として提出するものです。診断報告書では、技術的・経済的な視点を織り込み、運用や投資によって実施可能な改善対策を提言します。
セ 生物多様性	・生物群集、生態系または地球全体に多様な生物が存在することを表す概念です。

用語	説明
せいぶつたようせいじょうやく 生物多様性条約	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の多様性に関する条約（平成5年条約9号）のことで、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的としています。
タ たいきかんきょうぼく 大気環境木	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県が、きれいな空を守り、よりよい大気環境を作り出すために、「大気環境推奨木」と「大気環境指定木」として樹木を設定したものです。 ・大気環境推奨木は、空気をきれいにする能力の高い樹木で34種類あります。 ・大気環境指標木は、大気汚染や酸性雨に弱く、環境の悪化の目安となる樹木で12種類あります。
チ ちゅうすい 中水	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水や生活排水を再生処理した水で、トイレや散水などに利用する水のリサイクルシステムのことで。
ト とうすいせいほそう 透水性舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や歩道を隙間の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことで。
ハ パートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップとは「協働」のことであり、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことです。 ・「パートナーシップ・可児」とは、こうした理念のもと、市民や事業者が協働しながら計画を推進していくための組織や活動を展開していくことをイメージしています。
ヒ PDCA	<ul style="list-style-type: none"> ・“PDCA”は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）の頭文字を取ったものです。 ・管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、らせん状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものです。
フ （環境の） ブランディング	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランドとは、同カテゴリーの他のモノに対して区別をつけることで、ブランディング化とは、こうしたブランド化を進めることです。 ・ここでは、本市の有する環境面の資源、利点を活かし、他の自治体と違いをつけること、さらには付加価値を付けることをイメージしています。
ヨ 4R	<ul style="list-style-type: none"> ・リフューズ(Refuse)、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の頭文字を取ったものです。 ・リフューズ：ごみの発生回避（不要なものは買わない） ・リデュース：ごみの排出抑制（ごみを減らす） ・リユース：製品・部品の再使用（再使用する） ・リサイクル：再資源化（再生利用）
□ ろくじさんぎょう 六次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・六次産業とは、農業などの第1次産業が、食品加工や流通販売にも業務展開している経営形態のことで。 ・六次とは、農業・林業などの第1次産業、製造業・加工業などの第2次産業、サービス業などの第3次産業を足した（1次+2次+3次=6次）、または掛け合わせた（1次×2次×3次=6次）ものから表現されています。
ワ ワーキング グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・元々は、「何か問題や課題が発生した際に、その解決のために特別に組成されるチーム・実務部隊」のことで、現計画においては、スタートアップ事業を実践するグループとして立ち上げられました。現在、「生ごみエコサークル」や「可児市めだかの楽校」、「里山クラブ可児」など6つのワーキンググループがあります。